

取手市こども計画 (案)

令和7年 月

取手市

目 次

第1章 取手市こども計画の考え方.....	1
1 計画策定の趣旨、目的.....	2
2 計画の位置づけ、他の計画との関連性.....	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 進捗管理と評価.....	6
6 「こどもまんなか社会」実現のための体制.....	7
第2章 現状と課題.....	8
1 こども・若者を取り巻く現状.....	9
2 アンケート調査結果の概要.....	25
3 現状から見える本市の課題.....	28
第3章 取手市の目指す「こどもまんなか社会」.....	30
1 計画の基本理念.....	31
2 目指す未来.....	32
3 政策体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
目指す未来1 健全で安心な子育てを支える	39
方向性1 こどもの居場所や価値ある体験の提供.....	41
方向性2 こどもたちが安全に暮らせる環境づくり.....	45
方向性3 未就学児へのサービスの充実.....	49
方向性4 個性を育む教育の提供.....	53
目指す未来2 未来に希望が持てるよう若者を支援する	57
方向性5 若者の日常生活への支援.....	59
方向性6 若者に夢や希望を与える支援.....	61
目指す未来3 幸せな子育てができる環境をつくる	64
方向性7 安心して妊娠・出産できる環境の構築.....	66
方向性8 幸せな子育てのための支援.....	71
方向性9 こどもや家庭への医療・健康支援.....	76
目指す未来4 すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う	79
方向性10 困難を抱える家庭へのケア.....	81
方向性11 悩みを持つこどもや若者への支援.....	85
方向性12 特別な支援を必要とするこどもや家庭へのサポート.....	89
目指す未来5 「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現する	94
方向性13 こどもや若者の権利を守る.....	96

方向性Ⅰ 4 多種多様なステークホルダーとの連携.....	100
-------------------------------	-----

第 1 章 取手市こども計画の考え方

1 計画策定の趣旨、目的

本市では、令和6年度より新たな総合計画の基本計画である「とりで未来創造プラン 2024」がスタートしています。「とりで未来創造プラン 2024」では、基本構想に定める将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けた6つの政策（目指すまちの未来）のひとつに「未来をつくる世代を育むまちづくり」を掲げ、子育て支援や教育に特に力を入れたまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、本市のこどもを取り巻く現状をみると、出生数は平成17年の合併以降、ピーク時の約800人から近年では約500人まで減少しており、合計特殊出生率も1.25と低い水準（県平均を下回り県内30番目）となるなど、急速に少子化が進行しています。こうした少子化は、20代前半の若年層の転出超過の傾向や不安定な経済状況、結婚や子育てに対する価値観の変化など、複雑な要因が絡み合っていて進んでいます。さらに、児童虐待や貧困など、こどもを取り巻く社会問題も深刻化しており、こうした困難かつ大きな社会課題を解決していくためには、全庁横断的にこどもや若者を中心とした施策を展開していく必要があります。

一方、国では、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、新たにこども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取り組み・政策を社会の真ん中に据え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すとしています。

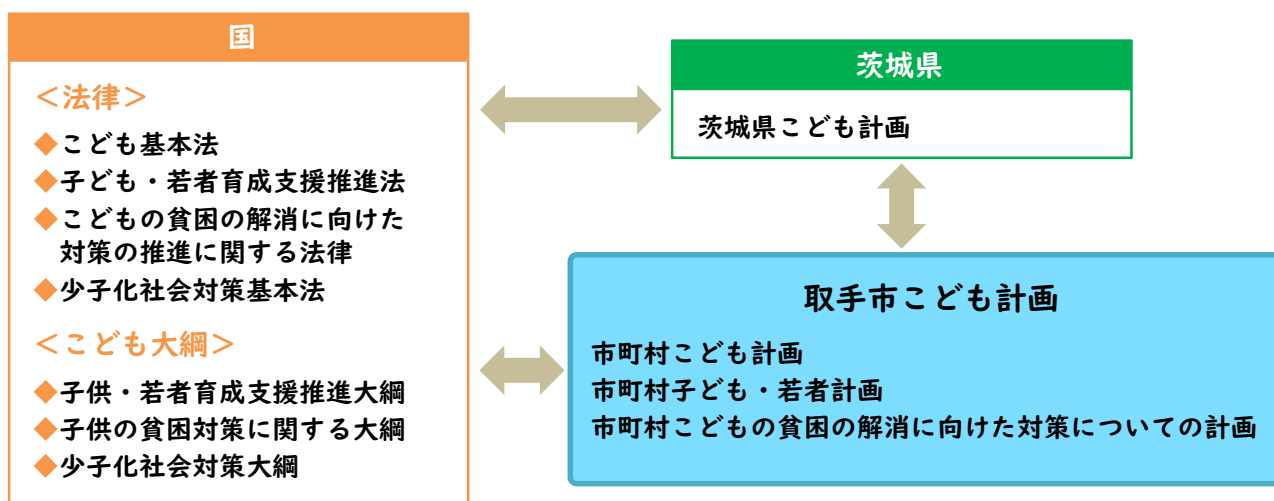
こうした状況を踏まえ、本市では、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこどもに関する施策・事業をとりまとめた「取手市こども計画」を新たに策定しました。本計画の推進により、こども施策の総合的な展開を図り、全てのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指します。

2 計画の位置づけ、他の計画との関連性

(1) 計画の位置づけ

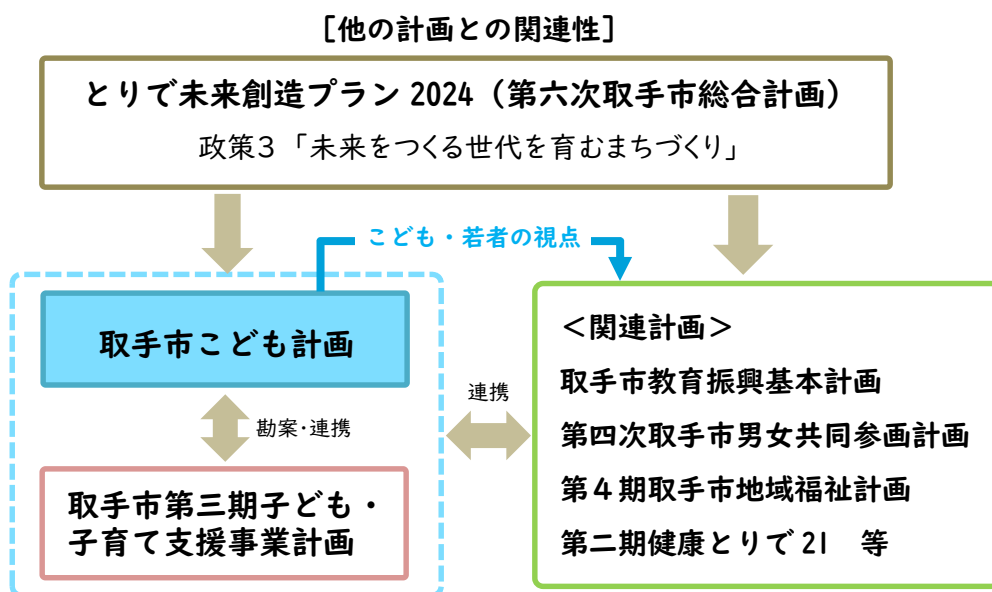
- 令和5年4月に施行された「こども基本法」の第10条第2項では、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることとされています。
- こども大綱においても国はこども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援することや、国と地方が情報共有・意見交換をする場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していくことが掲げられています。
- 本市においては、少子化や若年層の人口流出等が喫緊の課題で有り、「こどもまんなか社会」を実現することで、これらの課題を解決していくため、こども大綱や県のこども計画を勘案した「取手市こども計画」を策定しました。

[計画の位置づけ]



(2) 他の計画との関連性

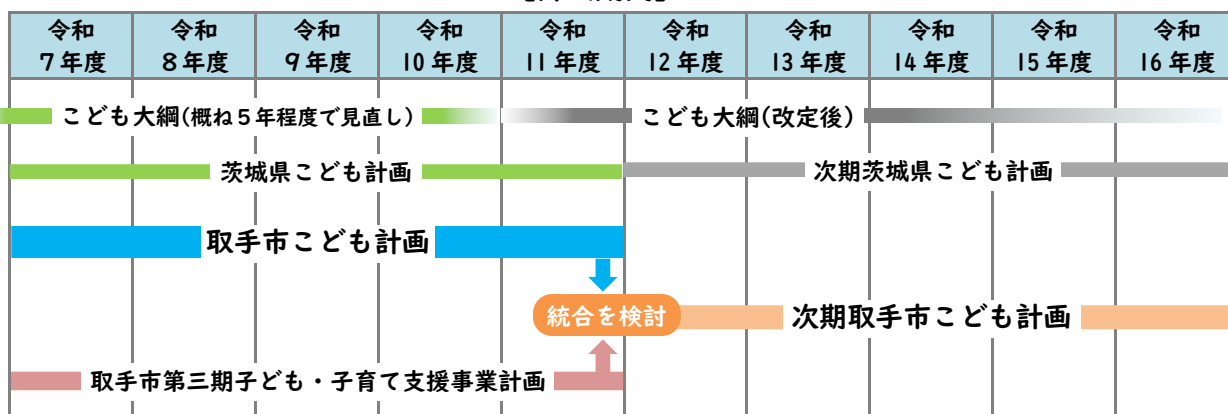
- 「取手市こども計画」は、本市の最上位計画である総合計画の基本計画「とりで未来創造プラン 2024」において6つの政策のひとつである「未来をつくる世代を育むまちづくり」に紐付く個別計画として位置づけられます。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして作成した「取手市 第三期子ども・子育て支援事業計画」を勘案した計画策定を行い、次期計画期間において、一体的な策定とすることを検討します。
- 教育基本法第17条第2項に基づき策定される「取手市教育振興基本計画」とも連携を図り、教育や福祉、保健など様々な主体が持つリソースを効率的に活用し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供します。
- その他の分野においても各種施策や事業を企画立案・実施するにあたって、こどもや若者の視点を加え、本市のこども施策が全庁横断的に実施されるよう、その指針となる計画とします。



3 計画の期間

- こども大綱は、幅広いこども施策を総合的に推進するために、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるとされています。また国のこども大綱を勘案して策定された茨城県こども計画についても計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とされています。
- 次期計画期間からの一体的な策定を検討している「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間も令和7年度から11年度までの5年間となっています。
- これらの状況に鑑みて、本計画の計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。これにより、国や県の方針に沿った取り組みを進めるとともに、こどもたちの成長や変化に合わせた弾力的な計画の運用を進めます。

〔計画期間〕



4 計画の対象

- こども基本法第2条では、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされています。またこども大綱では、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を「こども」としています。
- 「若者」については法令上の定義はありませんが、こども大綱に含まれる「子供・若者育成支援推進大綱」において、若者は「思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）の者、施策によってはポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする」とされています。
- 以上のことから、本計画はこどもや若者、妊娠期の方や子育て世帯を対象とし、おおむね39歳までを「こども・若者」と定義します。

5 進捗管理と評価

計画を推進し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、経済状況や国県の動向などの社会情勢の変化や、こども・若者等の価値観や考え方の変化に敏感に気づき、柔軟に取り組むことが求められます。PDCA サイクルに基づき、実施する取組がこどもや若者にとって求められているものか、必要なものかを常に検証するとともに、当事者の意見に耳を傾け、その目線での施策の展開を進めていきます。

(1) 計画の検証について

本計画は、庁内におけるこども施策の推進に関する検討組織「取手市こども施策推進委員会」や、こどもや子育て施策について審議する機関である「取手市児童福祉審議会」に指標の進捗状況や取組の実施状況を報告し、適宜個別のこども関連事業の見直しを図ることとします。

(2) 施策評価について

次期計画の策定に向けて、総合的な振り返りと評価を実施します。これにより、新たに生じた課題等を整理し、こどもや若者のニーズを的確に捉え、実効性のある施策の展開に繋げていきます。なお、施策評価は次期計画策定を進める令和11年度の前年となる令和10年度に実施することとします。

[進捗管理と評価]

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
取手市こども計画				次期取手市こども計画					
	進捗管理 (前年の振り返り)	進捗管理 (前年の振り返り)	施策評価 (総合的な 振り返り ・評価)	次期計画 策定					

6 「こどもまんなか社会」実現のための体制

(1) こども部の創設

これまで、こどもに関する政策は教育委員会をはじめ、福祉部や健康増進部など、様々な部署がその専門領域で必要な施策を展開してきました。こうしたこどもや若者に対する支援は、必ずしもライフステージごとに区切れるものではなく、こどもを取り巻く状況変化が激しい現代において、より一層切れ目ない支援が求められているところです。そのため市は令和7年度より新たにこども部を創設し、こうした個別のこども関連事業に司令塔として統一的な横串を刺し、全庁的にこどもや若者の視点、考え方を取り入れた事業の推進を目指すこととしました。

(2) こども施策推進委員会と児童福祉審議会

こども計画の策定やその施策の推進を図るため、本市は庁内検討組織として「こども施策推進委員会」を設置しています。あわせて、特定の施策及び専門事項の調査、研究及び検討を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することとしています。加えて、様々な立場からの目線で計画の進捗を測り、実効性のあるこども施策の推進を進めるため、「児童福祉審議会」への報告や審議を経て、常にアップデートしながら、本市のこども関連施策の実効性や有用性を高めていきます。

(3) こどもまんなか応援サポーターの普及啓発

国は、こどもたちのために何がもっともよいことを考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために自らも何らかのアクションに取り組む個人、企業、団体、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として、その輪を広げる活動を行っています。本市は令和6年5月5日に、この「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、市の未来をつくるこどもや若者がウェルビーイング※な生活が送れるまちづくりを進めることを表明しました。また「こどもまんなか社会」を実現させるためには、企業や地域、学校など様々な主体とビジョンを共有し、協働しながら進めていく必要があります。こどもまんなか応援サポーターとなってくれる仲間を増やすための普及啓発活動を続けるとともに、既にあるチャンネルを維持・発展させていきます。

※ウェルビーイング…Well-Being、誰かにとって本質的に価値のある状態で、自己利益にかなうものを実現した状態

第2章 現状と課題

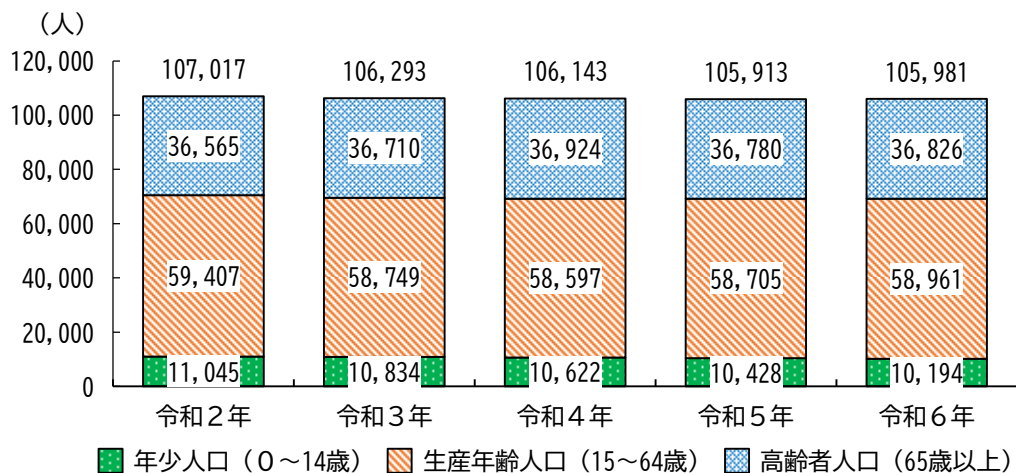
1 こども・若者を取り巻く現状

(1) 人口の状況

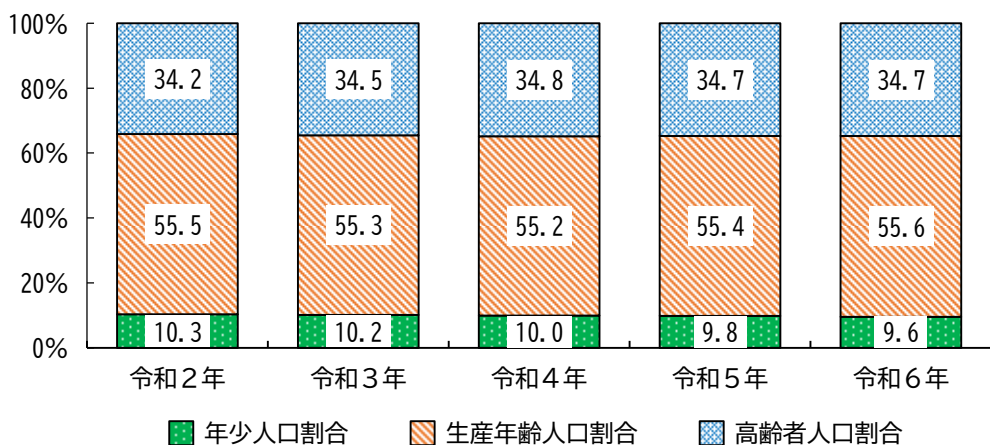
①総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は微減から横ばいで推移しており、令和6年4月1日現在で105,981人となっています。年齢階層別人口では、令和2年と令和6年の比較で、年少人口が851人の減少、生産年齢人口が446人の減少となっている一方、高齢者人口は横ばいで推移しています。年齢階層別人口割合は、令和6年で年少人口が9.6%、生産年齢人口が55.6%、高齢者人口が34.7%となっています。

<総人口と年齢階層別人口の推移>



<年齢階層別人口割合の推移>

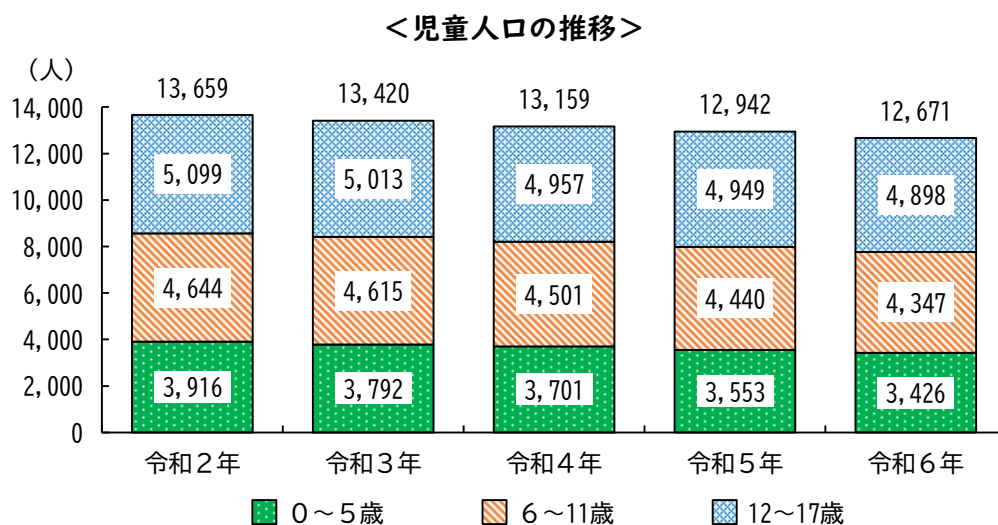


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

※上記グラフに記載の構成比は、小数第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

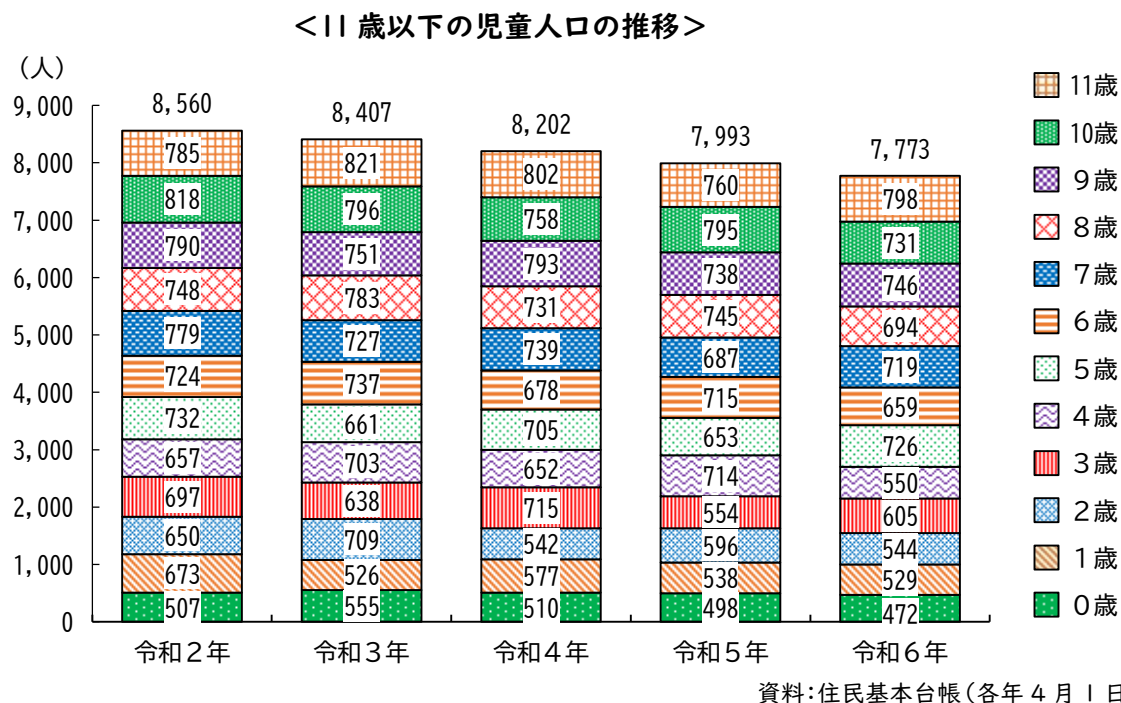
②18 歳未満人口の推移

本市の18歳未満の人口は減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で12,671人、令和2年と令和6年の比較で988人の減少となっています。



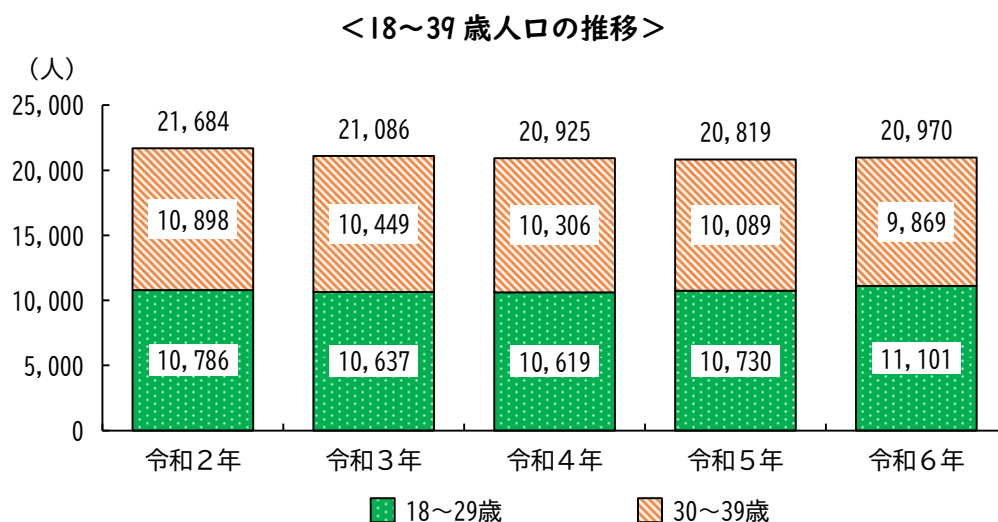
③11 歳以下の児童人口の推移

11歳以下の児童人口についても減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で7,773人、令和2年と令和6年の比較で787人の減少となっています。



④18～39 歳人口の推移

本市の18～39歳人口は、令和5年まで減少傾向にあったものの、令和6年は増加に転じ、令和6年4月1日現在で20,970人となっています。年齢別で見ると、30～39歳は減少傾向にあり、令和2年と令和6年の比較で1,029人の減少となっています。一方、18～29歳は令和5年に増加に転じ、令和2年と令和6年の比較で315人の増加となっています。

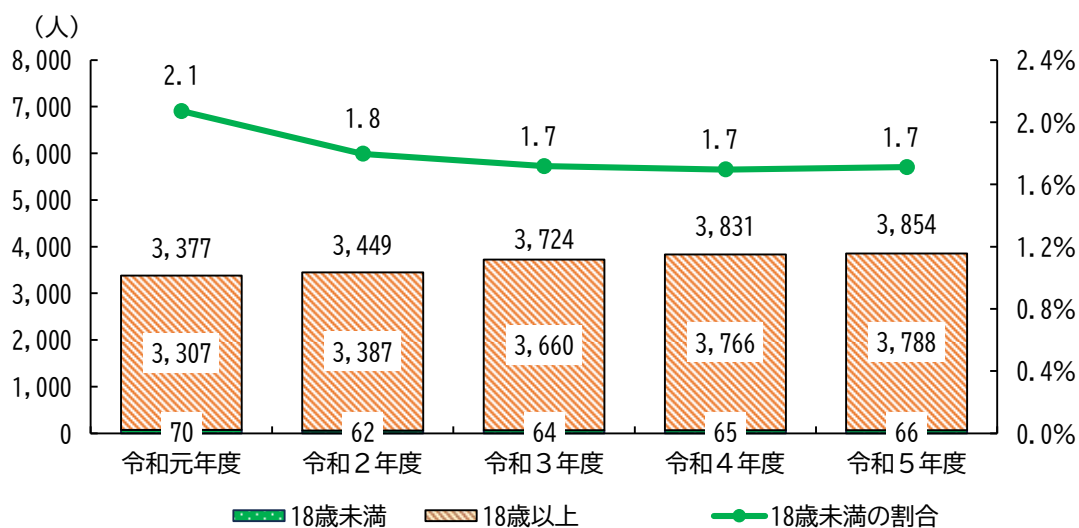


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

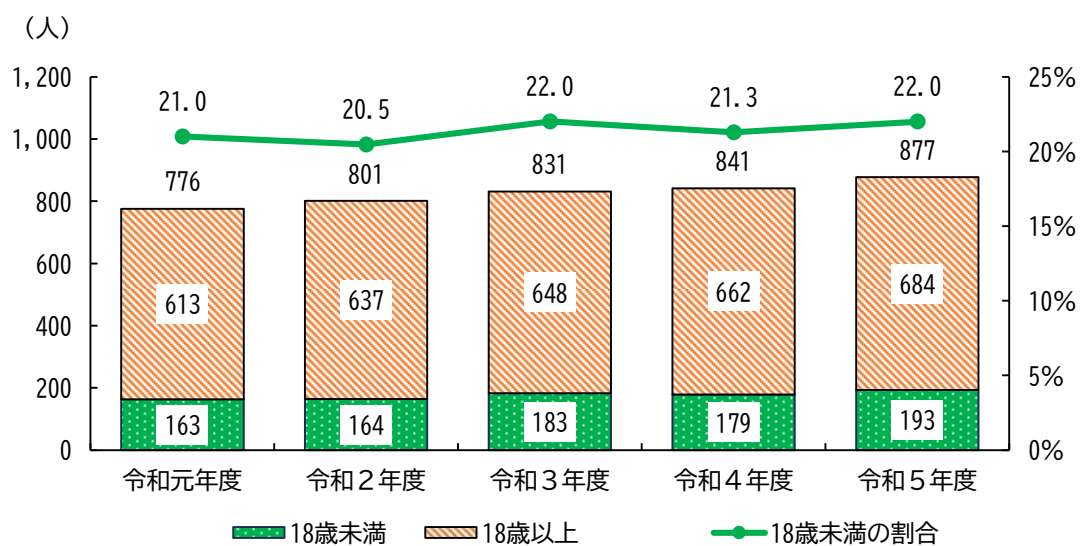
⑤障害児数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は増加傾向にありますが、そのうち18歳未満の人数は横ばいで推移しており、令和5年度は66人となっています。一方、療育手帳所持者数は、18歳未満も含め増加傾向にあり、令和5年度は193人、令和元年度と令和5年の比較で30人の増加となっています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞



＜療育手帳所持者数の推移＞



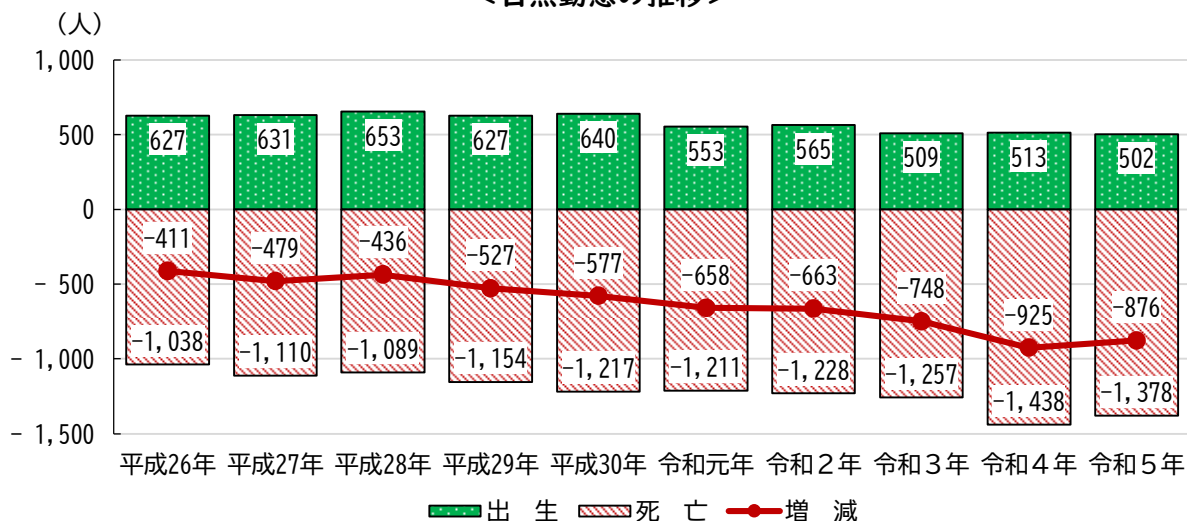
資料：障害福祉課（各年3月31日）

(2) 自然動態・社会動態の推移

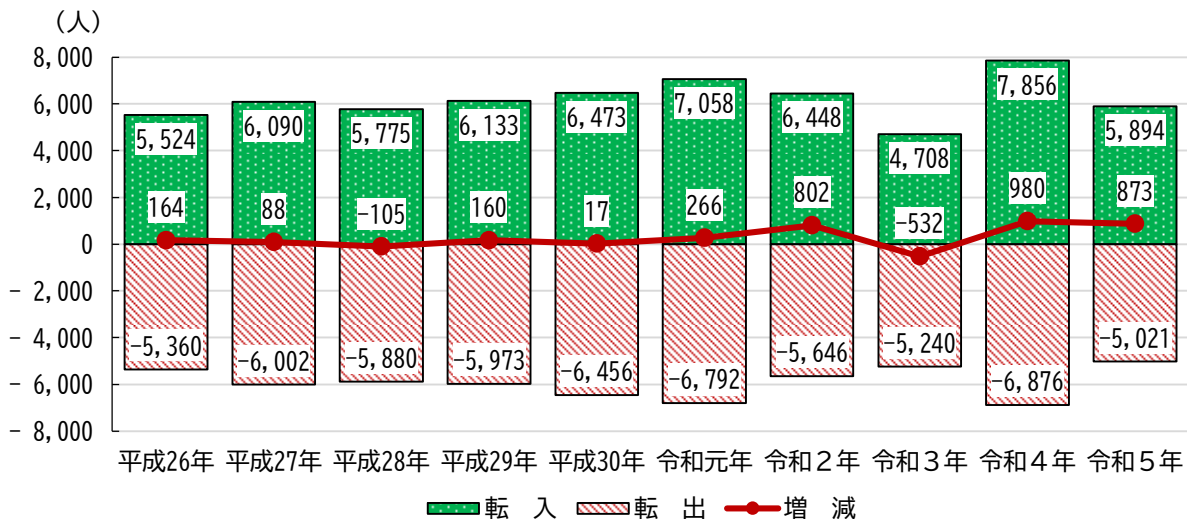
本市の自然動態（出生・死亡による人口動態）は、一貫して減少傾向となっており、令和5年は876人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、過去10年間は増減を繰り返しており、令和3年は532人のマイナスとなったものの、令和4年は980人のプラスに転じ、令和5年も873人のプラスとなっています。

<自然動態の推移>



<社会動態の推移>



資料：統計とりで

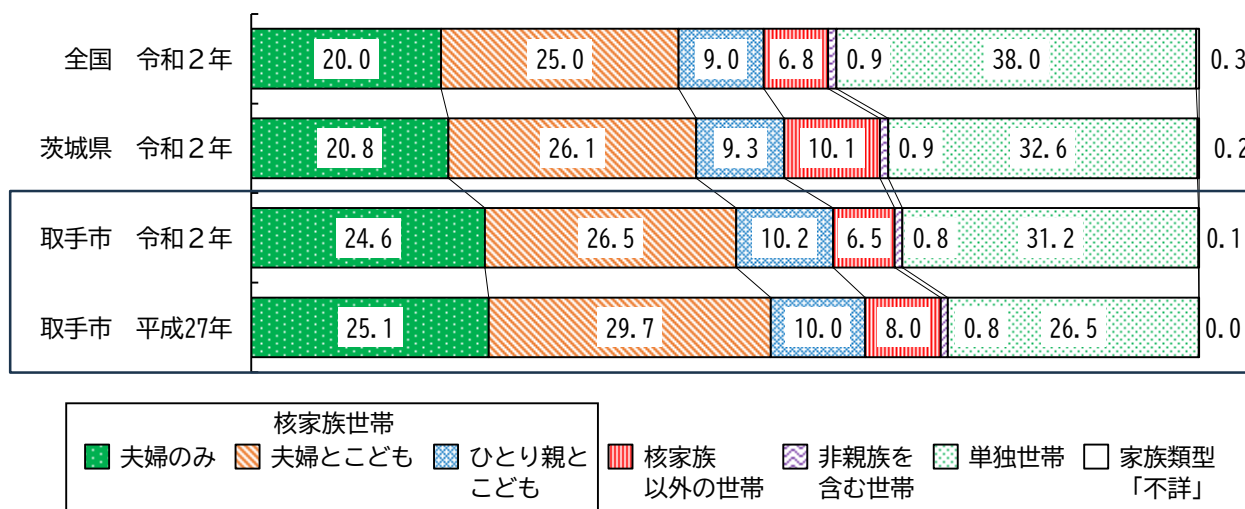
(3) 世帯の状況

①一般世帯の状況

家族類型別の一般世帯の構成比をみると、本市は全国や茨城県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、中でも「夫婦のみ」の割合が高くなっています。平成27年と令和2年の比較では、「夫婦と子ども」の割合が減少している一方、全国や茨城県よりは割合が低いものの「単独世帯」の増加が大きくなっています。

また、一般世帯数を経年で比較すると、平成27年から令和2年の5年間で1,915世帯の増加となっており、家族類型別では「単独世帯」に加えて「ひとり親と子ども」「夫婦のみ」が増加している一方、「夫婦と子ども」、「三世帯世帯」が減少しています。

＜家族類型別 一般世帯の構成比＞



＜家族類型別 一般世帯数及び構成比の推移＞

単位：世帯、%

世帯の家族類型	平成27年		令和2年		H27-R2 増減
	実数	構成比	実数	構成比	
核家族世帯	28,130	64.8	27,842	61.4	-288
夫婦のみ	10,884	25.1	11,168	24.6	284
夫婦と子ども	12,919	29.7	12,038	26.5	-881
ひとり親と子ども	4,327	10.0	4,636	10.2	309
男親と子ども	723	1.7	756	1.7	33
女親と子ども	3,604	8.3	3,880	8.6	276
核家族以外の世帯	3,463	8.0	2,936	6.5	-527
非親族を含む世帯	326	0.8	373	0.8	47
単独世帯	11,497	26.5	14,161	31.2	2,664
家族類型「不詳」	17	0.0	36	0.1	19
合 計	43,433	100.0	45,348	100.0	1,915
(再掲) 三世帯世帯	2,364	5.4	1,836	4.0	-528

(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

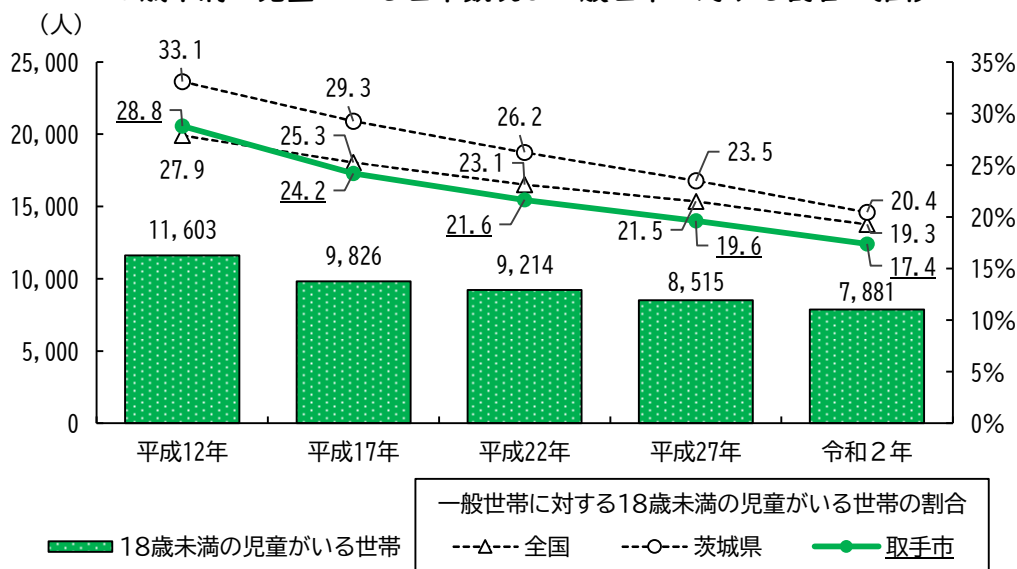
資料：国勢調査

※上記グラフ・表に記載の構成比は、小数第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②18歳未満の児童のいる世帯の状況

本市の18歳未満の児童のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年には7,881世帯となっています。一般世帯に対する18歳未満の児童のいる世帯の割合も減少傾向となっており、平成17年以降は全国、茨城県の平均を下回る水準で推移し、令和2年は17.4%となっています。

＜18歳未満の児童のいる世帯数及び一般世帯に対する割合の推移＞

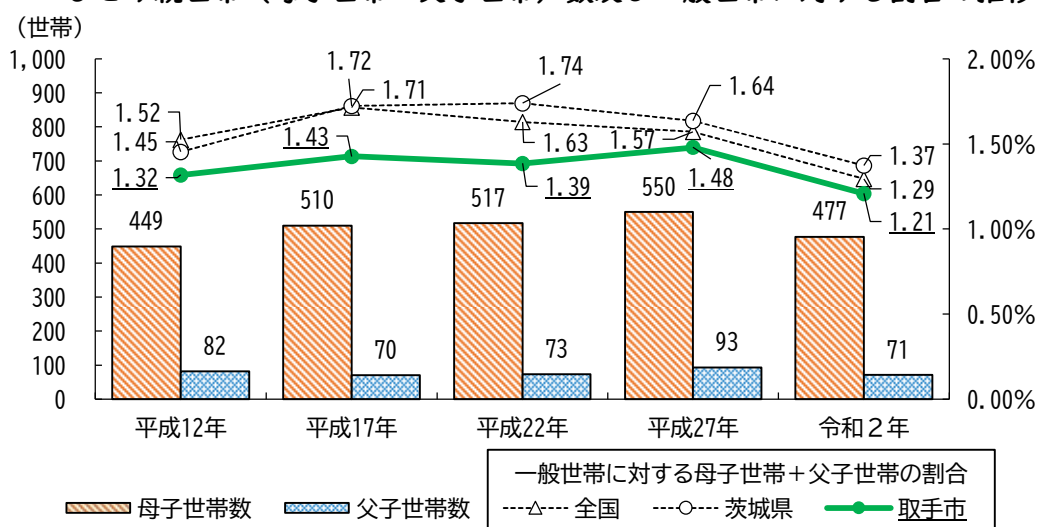


資料：国勢調査

③ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況

本市の母子世帯数は、平成27年までは増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じ477世帯、父子世帯数は令和2年で71世帯となっています。また、一般世帯に対するひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）割合をみると、平成27年までは1.3～1.4%前後で推移していましたが、令和2年はやや減少し1.21%となり、一貫して全国、茨城県の平均を下回っているものの、その差は縮まりつつあります。

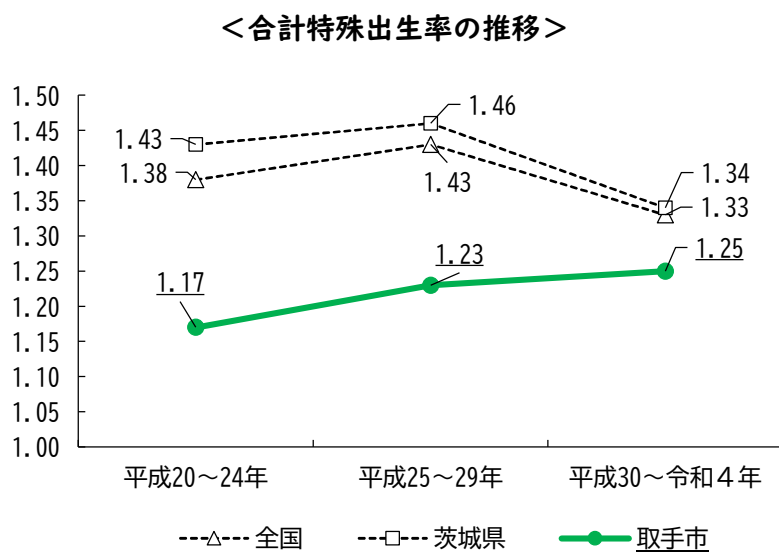
＜ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数及び一般世帯に対する割合の推移＞



資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は上昇傾向にあるものの、一貫して全国、茨城県の平均を下回っており、平成30年～令和4年は1.25となっています。

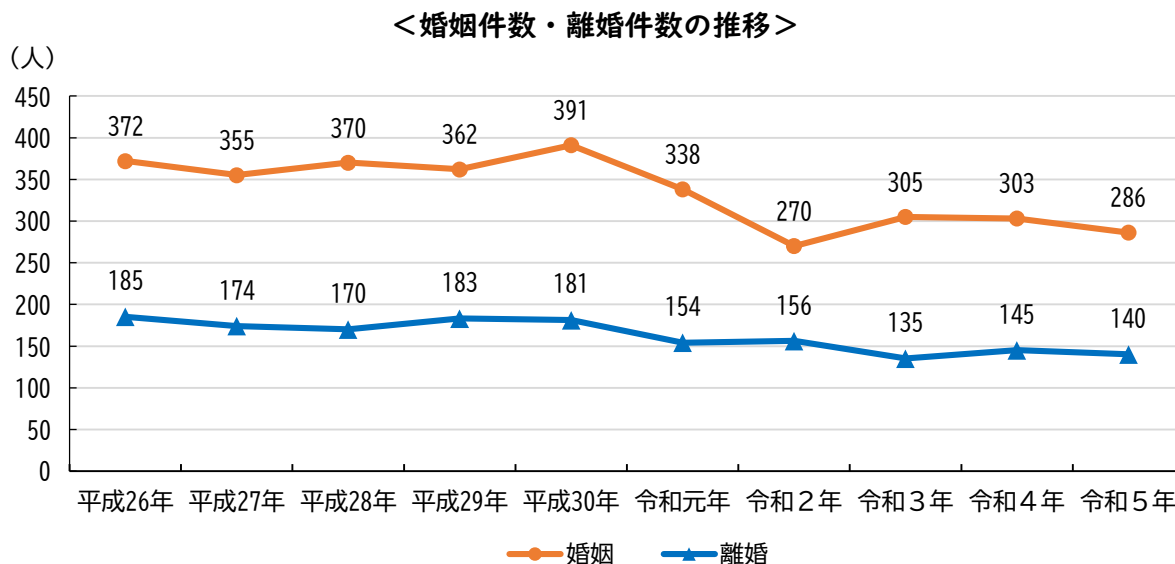


資料：人口動態統計特殊報告

(5) 婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成30年までは350～400件の間で推移していたものの、令和元年以降減少し、令和2年は270件、その後300件前後で推移し、令和5年は286件となっています。離婚件数については、平成30年までは横ばいで推移していましたが、婚姻件数と同様に令和元年以降減少し、150件前後で推移しています。

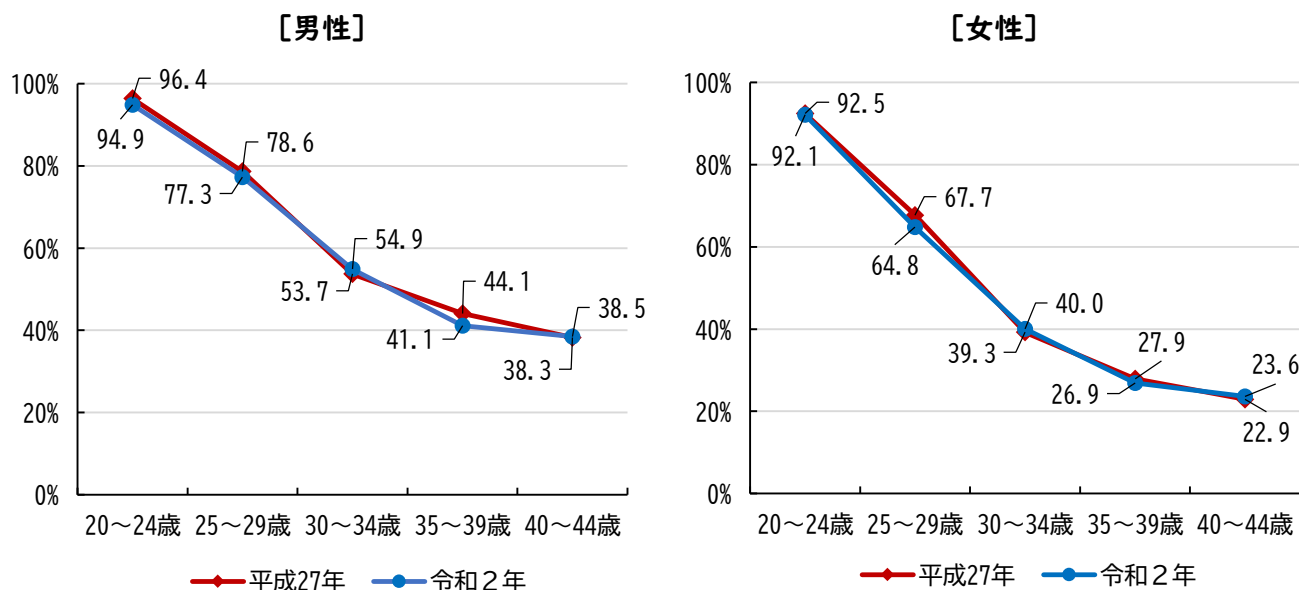


資料：統計とりで

②未婚率の推移

本市の未婚率について、20歳から44歳までを男女及び年齢5歳区分でみると、平成27年と令和2年の比較で顕著な差はないものの、男性は35～39歳、女性は25～29歳の減少幅がやや大きくなっています。

＜5歳階級別の未婚率の推移＞

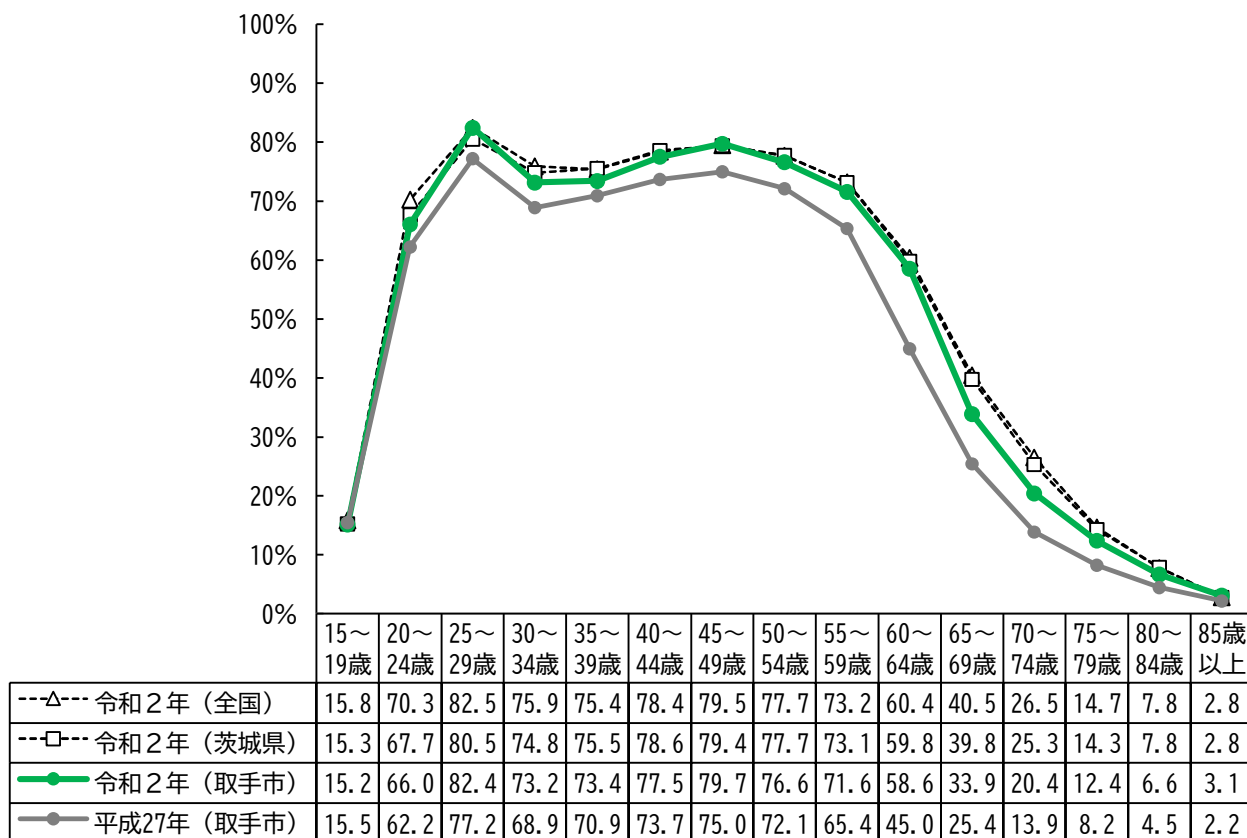


資料：国勢調査

(6) 女性就業率の状況

女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30代で一時的に低下し、40代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ※」となっています。平成27年と比較すると、M字カーブの底が上昇しており、30代女性の就業率の高まりがみられるものの、全国、茨城県の平均は下回る水準となっています。

＜女性就業率の推移＞



資料：国勢調査

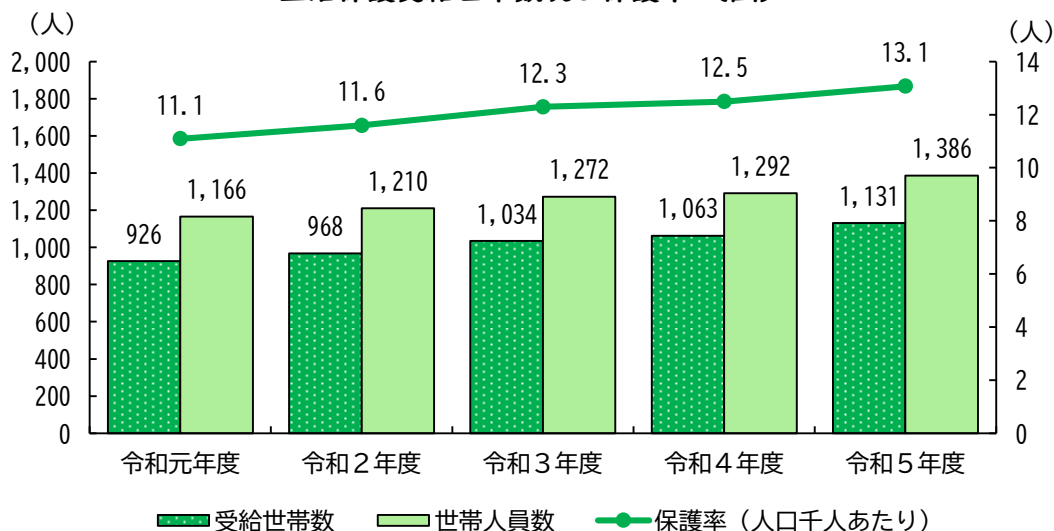
※ M字カーブ：女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20代後半から30代にかけて一時低下し、その後再び上昇している。これをグラフで描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

(7) 経済的支援の状況

①生活保護受給世帯数及び保護率

本市の生活保護受給世帯数は、増加傾向で推移しており、令和5年度は1,131世帯、人員数は1,386人、人口千人あたりの保護率は13.1人（13.1‰※）となっています。

＜生活保護受給世帯数及び保護率の推移＞

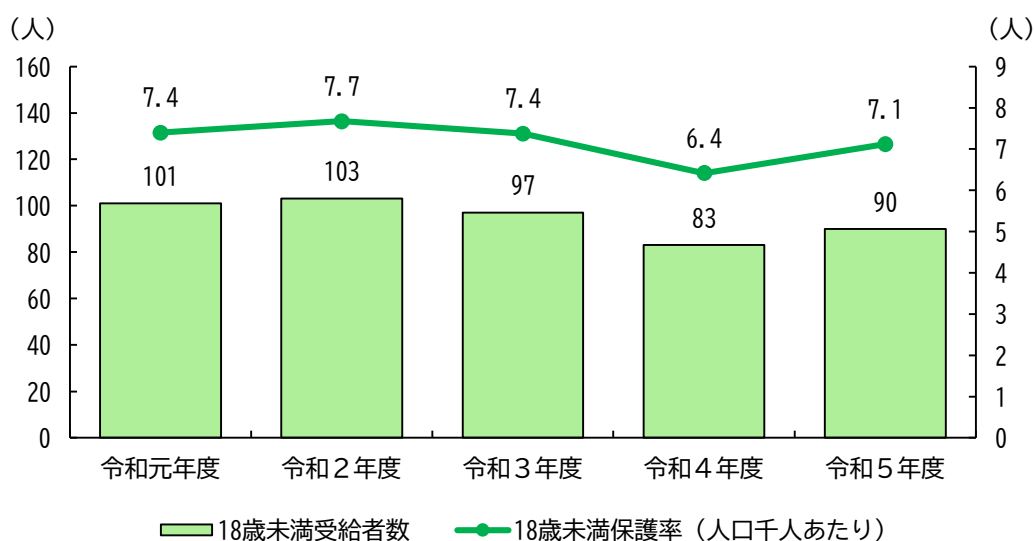


資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

②生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率

本市の生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数は、100人前後で推移しており、令和5年度は90人、18歳未満人口に占める人口千人あたりの保護率は7.1人（7.1‰※）となっています。

＜生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率の推移＞



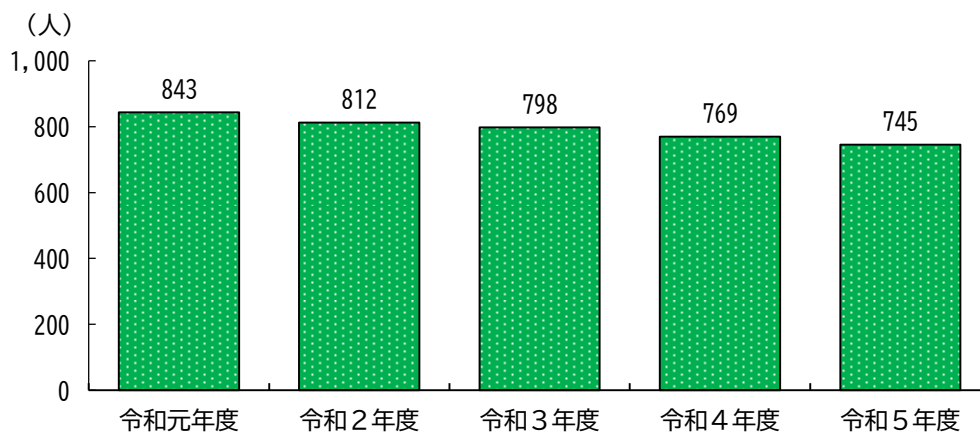
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

※‰（パーミル）：1000分の1を1とする単位（千分率）であり、1‰は0.1%となる。

③児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、少子化に伴い減少が続いており、令和5年度は745人となっています。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

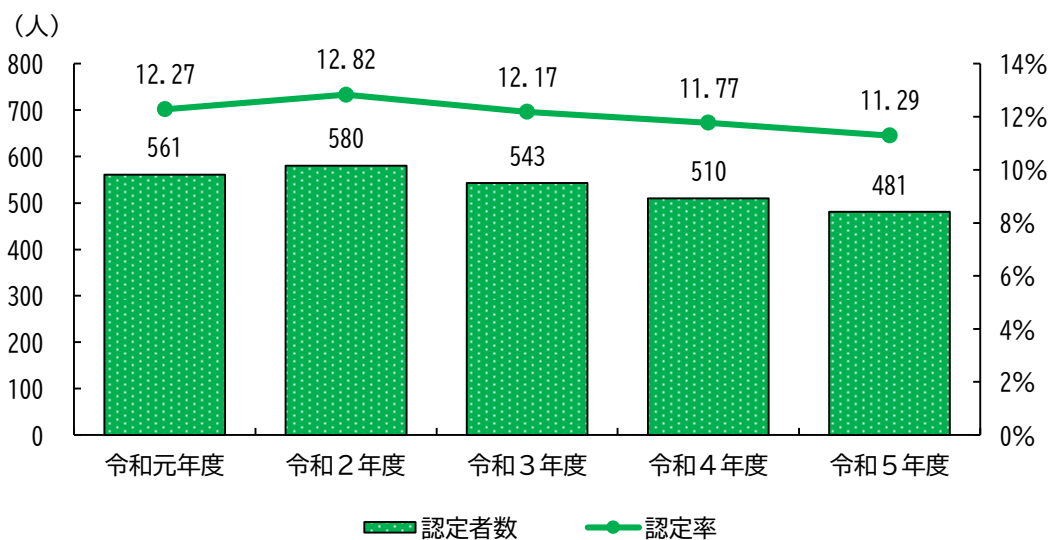


資料：子育て支援課

④小学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の小学校就学援助費認定者数は、令和3年度以降、減少傾向となっており、令和5年度は481人、認定率は11.29%となっています。

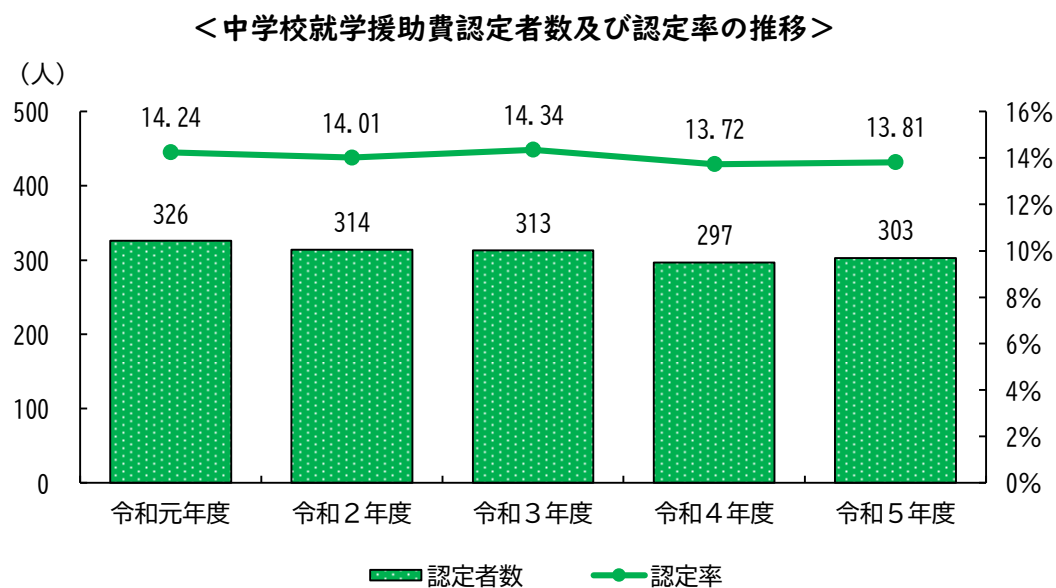
＜小学校就学援助費認定者数及び認定率の推移＞



資料：学務課

⑤ 中学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の中学校就学援助費認定者は、微減から横ばいで推移しており、令和5年度は303人、認定率は13.81%となっています



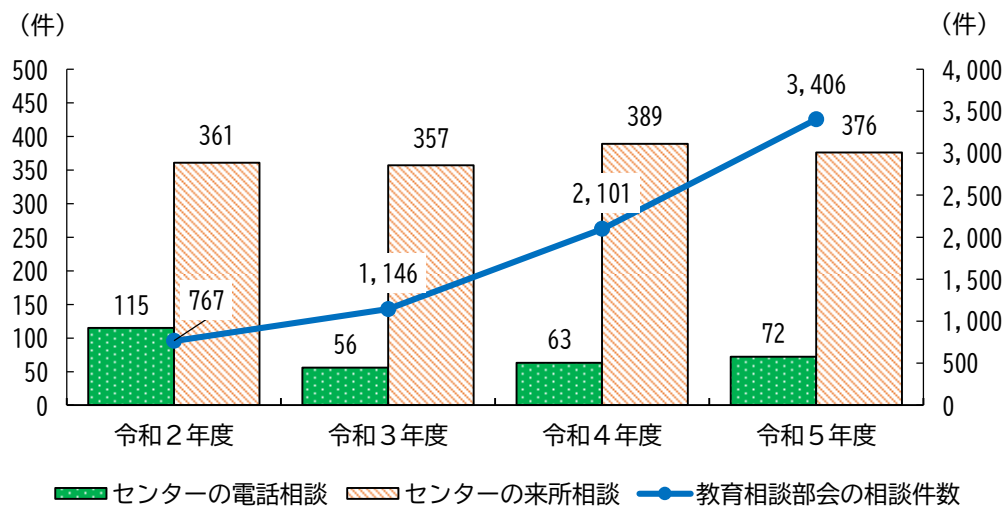
資料：学務課

(8) 学校教育関連の状況

①教育総合支援センターの相談件数

教育総合支援センターにおける相談件数について、令和5年度の電話相談は72件、来所相談は376件となっています。教育相談部会※の扱う相談件数は令和5年度は3,406件と大きく増加しており、児童生徒の多様な悩みや不安等に対し、継続して支援を行っています。

＜教育総合支援センターの相談件数の推移＞



資料:教育総合支援センター

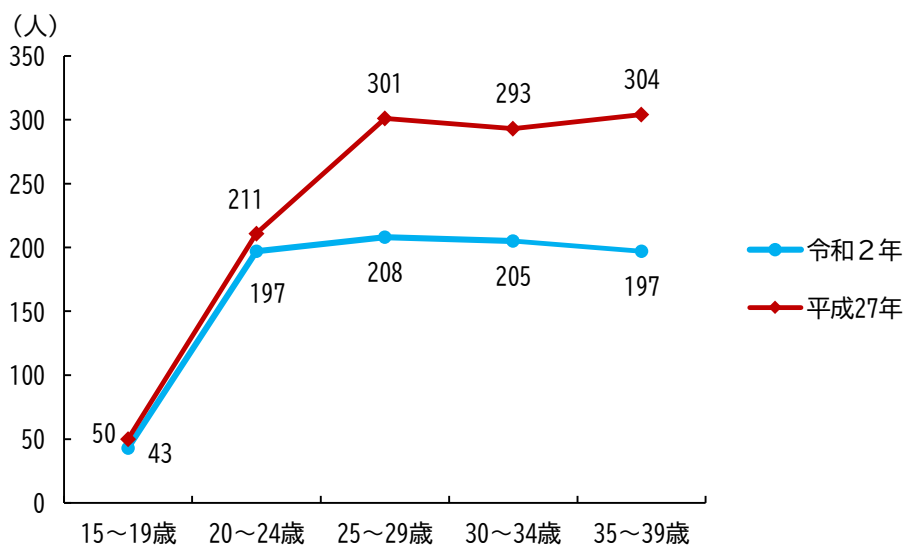
※教育相談部会…児童生徒の不安や悩み、困りごとに対してチームで支援を行う体制。令和2年度より全ての学校に配置し、学校の教職員だけでなく、教育総合支援センターからスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校連携支援員等が参加し、児童生徒をサポートしている。

(9) 若者の就労状況

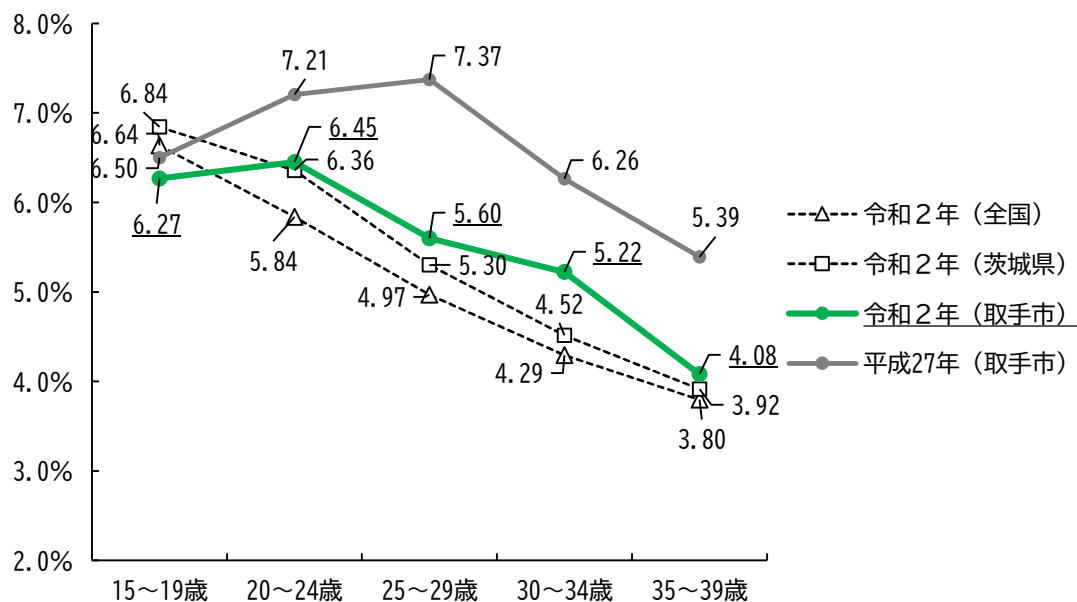
①若年者の完全失業者数及び完全失業率

本市の若年者の完全失業者数について、平成27年と令和2年の比較では、いずれの年代も減少しており、20代後半以上では大きく減少しています。また、完全失業率についても、平成27年と令和2年の比較では、いずれの年代も低下していますが、10代後半以外で全国、茨城県の平均を上回る水準となっており、特に30代前半で全国、県の水準を大きく上回っています。

＜若年者の完全失業者数の推移＞



＜若年者の完全失業率の推移＞

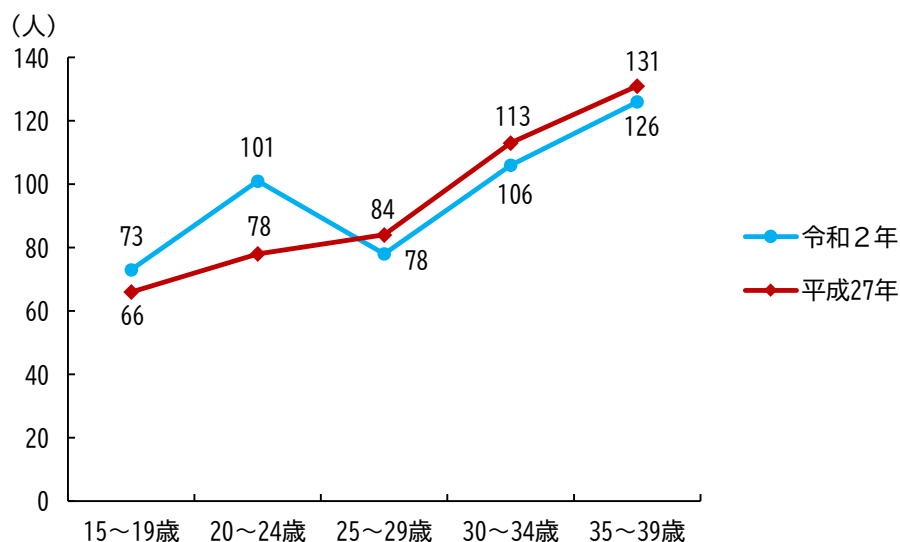


資料：国勢調査（不詳補完値による）

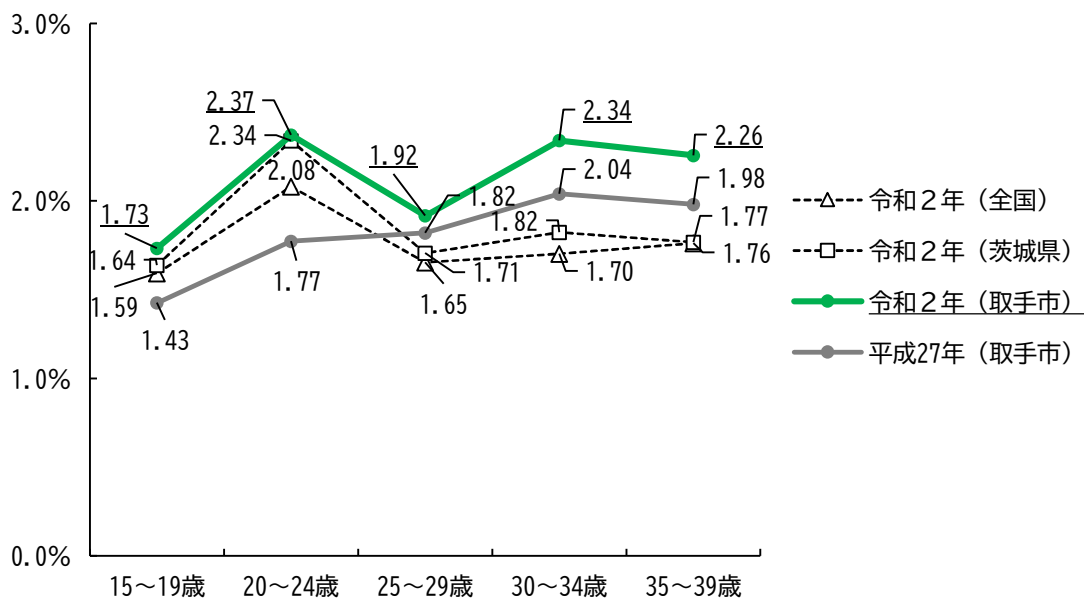
②若年無業者※数及び若年無業者の割合

本市の若年無業者数について、平成27年と令和2年の比較では、10代後半と20代前半で増加しており、特に20代前半の増加が多くなっています。若年無業者の割合を年代別で見ると、いずれの年代でも全国、茨城県の平均を上回っており、20代前半で2.37%と最も高くなっているほか、30代で全国、茨城県を大きく上回る水準となっています。

＜若年者無業者数の推移＞



＜若年者無業者の割合の推移＞



資料:国勢調査(不詳補完値による)

※ 若年無業者:総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。国勢調査では、非労働力人口のうち「その他」に分類される。ここでは35～39歳も参考までに掲載している。

2 アンケート調査結果の概要

(1) こどもの生活実態調査

【調査の実施概要】

- ・調査対象：市内公立小学5年生・中学2年生とその保護者（全数）
- ・調査期間：令和6年7月1日～7月31日
- ・調査方法：学校で案内状を配布し、インターネット経由で回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
小学5年生の児童	711人	599	84.2%
小学5年生の児童の保護者	711人	361	50.8%
中学2年生の生徒	735人	564	76.7%
中学2年生の生徒の保護者	735人	298	40.5%

【調査結果の概要（小学5年生・中学2年生の児童生徒）】

- 家族と一緒に朝食を食べる習慣は、約半数が「毎日」と回答したが、一方で4人に1人（24.1%）は「ほとんどしない」と回答。
- 等価世帯収入の水準が低いほど、「こども部屋」「インターネットにつながるパソコン・タブレット端末」「ゲーム機」などで、自分専用のものが「ない（ほしい）」の回答割合が高い。
- 「あなたが中心となってお世話をしている家族がいるか」に対して、22.5%が「いる」と回答した。約6割が対象は「兄弟」であるが「母親」が44.4%、「父親」が30.1%となっている。
- 世話の内容は家事や兄弟の世話、話し相手、買い物の付き添いなどが上位に上がった。一方で入浴やトイレの介助が14.7%（約40人）おり、少ない割合ではあるが、程度の重い「ヤングケアラー」も存在している。
- 学校の授業の理解度においても、等価世帯収入の水準が高い世帯のこどもほど、理解度が高い傾向がみられる。また、ひとり親世帯よりふたり親等の世帯のこどもの方が、理解度が高い傾向にある。
- 進学希望や、将来の夢についても同様に、等価世帯収入が高いほど希望を持っており、同じくふたり親等の世帯の方がひとり親世帯のこどもより進学希望や将来の夢を持っている割合が高い。
- 放課後の過ごし方において「自宅」の割合が高く、「公園」や「図書館」等の公共施設は低い。心がおちつく場所は、小学5年生では「家族と一緒にくつろぐ部屋」、中学2年生では「自分の部屋」の割合が高い。
- 91.2%（1,129人）の児童生徒がインターネット機器を所有し、その約65%（741人）がSNSを利用している。
- 主なSNSはLINEが86%、YouTubeが83.3%、オンラインゲームが64%、TikTokが49.8%、Instagramが42.2%となった。また、総数は多くないものの、インターネットトラブルの経験のある児童生徒も確認できた。
- 生活に対する満足度は、保護者よりも満足と回答する割合が高かった。地域に対する愛着は、小学5年生の方が高く、中学2年生では好きではない人が増える傾向にあった。

【調査結果の概要（小学５年生・中学２年生の保護者）】

- 等価世帯収入が高いほど持ち家率が高く、低いほど賃貸率が高い。また、ひとり親では自分以外の持ち家率、賃貸率が高く、自分の持ち家率はふたり親と比べ約半分。
- 国の調査では、児童のいる世帯における一人っ子の割合は49.3%（国民生活基礎調査）。本市の調査では、こどもの数は「ふたり」と回答した割合が最も多く50.7%、次いで１人が24.9%、３人以上は23.5%。
- 理想とするこどもの数を実現できない理由は、「教育に係る金銭負担」の割合が圧倒的に高く、次いで「年齢が高齢であること」「仕事と育児の両立が困難」があげられた。
- ひとり親世帯の保護者における自身の両親の離婚経験は、ふたり親等の世帯の２倍以上となっている。
- 保護者の精神状態を問う質問では、ひとり親世帯と等価世帯収入が低い世帯で心理的なストレスが大きい傾向があった。
- こどもに習い事をさせていない理由は、「こどもがやりたがらない」が一番多いが、等価世帯収入の水準が中央値の１／２未満の世帯においては、「金銭的な余裕がない」ことが一番の理由。
- こどもの教育にかかる費用で、負担が大きいと考えられているものとして、「習い事や塾の費用」がいずれの属性でも高い結果となったが、「修学旅行費」「学用品」「部活動・クラブの活動費」は等価世帯収入に反比例する。
- 今住んでいる地域に対する満足感は、世帯の状況や世帯収入の状況によつての差はあまり見られなかった。
- 特に重要と思う支援は、いずれの属性においても「こどもの進学にかかる費用」が一番多かった。「無料又は低額の学習支援」や「修学に必要な制服・文具等の学用品、部活動への支援」は等価世帯収入が低いほど必要とされており、等価世帯収入が中央値以上の世帯では「こどもが安心して遊んだり交流できる居場所」が高い傾向であった。

(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

【調査の実施概要】

- ・調査対象:市内在住の15歳から39歳までの若者(無作為抽出)
- ・調査期間:令和6年7月1日～8月19日
- ・調査方法:郵送で案内状を配布し、インターネット経由で回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
15歳～39歳のこども・若者	1,500人	323	21.5%

【調査結果の概要】

- 「普段どのくらい外出するか?」の問に対し、「家から出ない」は0.6%、「自室から出ない」は0%となっているものの、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」も合わせると全体の約1割程度が普段は家にいると回答。その要因の一番は「妊娠・出産」であるが、19～24歳では「人間関係のトラブル」や「就職の失敗」、35～39歳では「病気」なども理由に挙げられた。
- 回答者の約半数(50.2%)が、「社会生活を円滑に送れなかった経験がある(あった)」と回答しており、うち半数近くが「人付き合いが苦手」なことが原因と回答しているほか、30代前半では「悩みや不安が相談できない」も理由としてあげる割合が高い。
- 社会生活を円滑に送れなかった経験がある人のうち、約半数が家族・家庭の問題を原因として回答しており、「親の過干渉」「家庭の貧困」「家族内の不和や離婚」が上位にあげられた。
- 学校での問題を原因として回答した人は、全体の約1/3であり、「集団行動が苦手」「いじめの経験」「友達との関係悪化」などが上位にあげられた。なお、いじめの経験は年齢層が高いほど割合が高い傾向にあった。
- 「今住んでいる地域が好きか」の問いに対しては、「好き」と「どちらかと言えば好き」を合わせた割合は約9割。
- 地域の活動への参加経験は約9割が「ない」と回答しており、特に25～29歳においては100%ないとの回答だった。
- 困りごとや悩みの主な原因は「収入や生活費」が45.2%と最も高く、ついで「将来のこと」43%、「就職や職場」が28.2%となった。
- 結婚していない方のうち、約半数は結婚願望があり、また年代による大きな変化は見られなかった。

※「こどもの生活実態調査」「こども・若者の意識と生活に関する調査」の詳細な結果については、「取手市こども計画策定のためのアンケート調査報告書」として市ホームページに掲載しています。

市ホームページ 「取手市こども計画」策定に係るアンケート調査の結果

URL:[https://www.city.toride.ibaraki.jp/kodomo-](https://www.city.toride.ibaraki.jp/kodomo-seisaku/shise/machizukuri/kakubusho/kenkofukushi/kodomokeikakuchousa.html)

[seisaku/shise/machizukuri/kakubusho/kenkofukushi/kodomokeikakuchousa.html](https://www.city.toride.ibaraki.jp/kodomo-seisaku/shise/machizukuri/kakubusho/kenkofukushi/kodomokeikakuchousa.html)

右の二次元バーコードをスマートフォン等で読み取って参照できます。



3 現状から見える本市の課題

(1) 少子化への対応

令和5年に生まれた全国のこどもの数は72万7,277人※となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となりました。1949年に生まれたこどもの数が約270万人だったことを考えると、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しています。また、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低となり、加速度的に少子化が進行しています。

本市の出生数についても減少傾向となっており、令和5年の出生数は502人と10年前との比較で200人近い減少となっています。少子化の要因としては、結婚・出産に対する意識の変化に加え、若い世代の経済的な不安定さを背景とした子育てへの負担感や、核家族化や近所づきあいの希薄化による子育て世代の孤立感が増していることなどが関係していると考えられます。今後も、こどもを持つことを希望する人が、安心して妊娠・出産でき、幸せな子育てができる環境づくりに向けて、切れ目のない支援の充実を図っていく必要があります。

(2) こどもの居場所や体験機会の確保

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会や、多世代との関わり合いを通じて社会を学び、体験する機会の減少が懸念されています。また、全国的に児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、こども・若者を取り巻く環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しています。

全てのこども・若者が安心して過ごせる居場所を持ち、遊びや様々な体験を通じて幅広い世代の人々と交流し、多様な価値観に接することで、健やかに成長していくことができるよう、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくことが求められます。

(3) 配慮が必要なこどもと家庭への支援

国民生活基礎調査（令和4年）によると、18歳未満のこどもの相対的貧困率は11.5%となっており、改善傾向ではあるものの、約9人に1人が相対的貧困の状態にあるといえます。また、日本国民全体の相対的貧困率が15.4%であるのに対し、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、生活に困難を抱える世帯の割合が高くなっています。

加えて、こどもの発達に関する社会意識の変化や理解の広まりにより、発育や発達に不安を抱えるこどもや保護者の支援ニーズが増加・多様化しています。障害の有無や貧困など、置かれた環境に関わらず、一人ひとりの個性や多様性が尊重され、誰一人取り残さない社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

※厚生労働省 令和5年（2023～）人口動態統計月報年計（概数）の概況より

(4) 若者の自立と社会参加に向けた支援

内閣府が実施した、令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると15歳～39歳のひきこもり当事者は全国で約61万人、40歳～64歳では約85万人の計約146万人いると推計されています。本市においても、20代～30代の若年層における完全失業率や若年無業者の割合は、全国、茨城県の平均を上回る水準となっており、悩みや不安を抱える若者の自立と社会参加に向けた環境整備が課題となっています。

一方で、本市が15歳から39歳のこども・若者を対象に実施したアンケート調査の結果では、安心して過ごせる居場所や、相談先・相談相手の数が多い人ほど、幸福感や自己肯定感が高く、社会貢献への意欲が高い傾向がみられました。若者の社会的孤立を防ぐとともに、未来を切り開く力を育むことができるよう、相談支援体制の整備や経済的負担の軽減のほか、多様な主体が連携し、地域や社会全体で若者をサポートしていくことが重要です。

(5) こども・若者の権利に関する理解促進

令和5年12月に閣議決定されたこども大綱では、基本的な方針の1つ目の柱として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」こと、2つ目の柱として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを掲げています。

また、こども施策に関するライフステージを通した重要事項として、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」が掲げられ、こども・若者自らが権利の主体であることを学ぶことのできる環境を整えとともに、こども・若者に関わる者のみならず、社会全体に向けてこどもの権利に関する普及啓発や理解促進に取り組むことが必要であるとしています。

こども・若者の権利について、こども・若者本人や関わる大人も含め、今後もより多くの市民の理解促進が図られるよう、こどもの権利や未来を大切に作るまちづくりに取り組んでいくとともに、地域全体でこども・若者の最善の利益について考えていくことが求められます。

第3章 取手市の目指す「こどもまんなか社会」

1 計画の基本理念

人とかかわり 地域とかかわり ともに育つまち とりで

- こどもや若者が自らの希望や意欲を発揮し、その権利を認められ、社会の一員として幸せな生活を送るためには、多様な主体との関わり合いの中で、自立した大人へと成長できる環境を整えていくことが重要です。
- あわせて、人との交流が持てる場所、心が安らぐ場所、自分がここにいたいと思える居場所等の選択肢が複数用意されていることも、健全な成長において重要な要素となります。
- 家庭や学校、地域、社会など、「自分らしさ」を磨ける居場所を持ち、多様な人との関わりを積み重ねることで、こどもや若者が、いつかここで家庭を築き、こどもを産みたい、育てたいという希望が持てる社会の実現を目指します。
- そのためには、行政のみならず、企業や団体、地域など、様々な主体でビジョンを共有し、こどもだけでなく社会全体と一緒に育ち、一体となって「こどもまんなか社会」を目指していく気運が醸成されることが肝要です。
- 社会が一丸となって、次の世代に胸を張ってバトンを渡し、あらゆるライフステージにおいて「このまちに住みたい、住み続けたい」と思ってもらえる地域社会を構築します。
- 社会全体で未来を担う人材が育つ環境を整え、市の持続可能性を高め、もってすべての人のウェルビーイングに繋げていきます。

2 目指す未来

基本理念を実現するために、「目指す未来」を設定しました。この「目指す未来」は、対象となるこどもや、若者、子育て世代のライフステージ別の重要事項を設定するとともに、ライフステージに共通する重要事項、こども施策の推進に必要な事項を含め、以下の5つを設定しました。

目指す未来
1

・ 健全で安心な子育てを支える

目指す未来
2

・ 未来に希望が持てるよう若者を支援する

目指す未来
3

・ 幸せな子育てができる環境をつくる

目指す未来
4

・ すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

目指す未来
5

・ 「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現する

3 政策体系

【基本理念】

【目指す未来】

【方向性】

人と
か
か
わ
り

地
域
と
か
か
わ
り

と
も
に
育
つ
ま
ち

と
り
で

I
健全で安心な
子育てを支える

1 こどもの居場所や価値ある体験の提供

2 こどもたちが安全に暮らせる環境づくり

3 未就学児へのサービスの充実

4 個性を育む教育の提供

II
未来に希望が持てるよう
若者を支援する

5 若者の日常生活への支援

6 若者に夢や希望を与える支援

III
幸せな子育てができる
環境をつくる

7 安心して妊娠・出産できる環境の構築

8 幸せな子育てのための支援

9 こどもや家庭への医療・健康支援

IV
すべてのこどもや
若者の不安や悩みに
やさしく寄り添う

10 困難を抱える家庭へのケア

11 悩みを持つこどもや若者への支援

12 特別な支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

IV
「こどもまんなか社会」
を連携と協力で
実現する

13 こどもや若者の権利を守る

14 多種多様なステークホルダーとの連携

第4章 施策の展開

1. 計画の構成

基本理念に掲げる「人とかかわり 地域とかかわり とともに育つまち とりで」を実現させるため、「目指す未来」→「方向性」→「個別の取組」という3層構造で計画を構成しました。計画期間である令和7年度から令和11年度までは、この「個別の取組」を進めることで、目標の達成を目指しますが、計画期間中においても当事者であるこどもや若者、子育て世代の意見に耳を傾け、対話を進める中で、目標達成に資する取組を常に模索します。

取手市こども計画の構成

基本理念

目指す未来

方向性

個別の取組

2. SDGs との関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴール、169のターゲットで構成されています。本計画の推進にあたっては、それぞれの個別の取組がこのSDGsのどのゴールに資する取組かを示し、市の持続可能性を高めることを意識した市政運営に取り組めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. こども大綱における基本的な方針との関連性

また、こども大綱ではこども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6つの基本方針を定めています。自治体こども計画は、国のこども大綱や都道府県のこども計画を勘案して策定することとされていることから、こども大綱の基本方針に沿った取組を展開します。

こども大綱 こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4. 計画の進捗・達成度の管理

本計画の推進によって、基本理念や目標にどれだけ近づけたのか、「こどもまんなか社会」の実現をどれだけ達成できたかを評価する際の参考とするため、政策体系の「目指す未来」と「方向性」にそれぞれ「こどもまんなか目標」と「こどもまんなか指標」を設定します。

こどもまんなか目標

政策体系における「目指す未来」の実現度を測るための目標値で、主としてアウトカム指標¹を用いて設定します。

こどもまんなか指標

政策体系における「方向性」の進捗度を測るための指標で、主としてアウトプット指標²を用いて設定します。

※1 アウトカム指標…施策の実施による結果がもたらす効果や成果を表す指標。

※2 アウトプット指標…施策の実施により直接生み出される結果を示す指標。

5. 各取り組みの見方

目指す未来

目指す未来の実現に向けて

「目指す未来」を実現するための市としての「こどもまんなか」な取り組みの方針を示しています。

目指す未来！ 健康で安心な子育てを支える

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 人は社会的な生物であり、他者との関係の中で自己肯定感や自己有用感を育みます。そうした他者との関わりや、自分の気持ちを落ち着ける居場所がないことは、孤独や孤立に繋がってしまう重大な問題になりかねません。地域のつながりの希薄化や少子化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響によって、こどもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、特に過疎化が進む地方や地域においてはこうした傾向が一層懸念されています。公園で放課後集まって話したり遊んだりする機会が減少したり、近所の人と交流する文化もなくなったりと、社会的構造の変化により、こどもの居場所の選択肢が減っています。加えて共働き世帯の増加により、家庭における子育ての孤立化も懸念されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園など未就学児の成長を支える居場所は、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う大切な居場所です。違った背景や特性を持つすべてのこどもが尊重され、個々の特性に合わせた成長に繋がる保育環境、教育環境の整備が求められています。また、加速度的に進む少子化対策のためには、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、育児の負担軽減や孤立の解消を進めていく必要があります。
- 学童期から青年期に至るまで、多くの時間を過ごす学校は、単に知識や技能を学ぶ場にとどまらず、子どもたちが様々な人と出会い、社会性を育み、自己肯定感を高める大切な居場所です。心身共に安定した状態を保てるよう、学校を常に安全で安心な環境に整えていく必要があります。教科の学習だけでなく、部活動や行事など様々な活動を通じて興味関心を広げ、自分にしかない個性や能力を見つけ、伸ばすための教育が求められています。
- 学校教育に加え、多様な遊びや体験活動の経験は、想像力や好奇心、自尊心を育み、自ら考え、行動し、困難を乗り越える力を身につけるための重要な要素となります。国や地方公共団体、地域、家庭、民間企業や民間団体など、さまざまな立場の主体が連携・協力しながら、年齢や発達に応じて遊びや体験の機会を創出することで、こどもや若者が生涯にわたってウェルビーイングに生きる力を身につけることが期待されています。
- 日本人のこどもは世界と比べて「自己肯定感」や「幸福指数」が低いことが指摘されています。自己肯定感の低さは物事にチャレンジする気力が保てなくなったり、周りとの円滑なコミュニケーションができず、人間関係を上手に築けなくなるなど、様々なリスクに繋がると懸念されています。こどもが持てる力を十分に発揮できるように、与えられるだけでなく、自らの力で生き抜くことができるような成長に繋がる環境を整える「子育て」に対する支援が求められています。

【目指す未来の実現に向けて】

こどもたちがここにいたい、いてもいいんだと思える、快適で落ち着く居場所や、好奇心や知的探究心を高めるような居場所を、多様な主体と連携しながら増やしていきます。また本市の持つ様々な地域資源を活かしながら、生育環境等に左右されない遊びや体験機会を提供し、こどもや若者が充実した人生を送ることで、将来活躍できる人材の育成に努めます。あわせてこうした経験の積み重ねによって、市への愛着や誇りを持つことへと繋がっていきます。

また幼児期や学童期、青年期へと成長する過程で、その多くの時間を過ごす保育園や学校等において、安全で安心できる場所となるよう継続した環境整備を進めます。あわせて、様々な属性を持つ人々が共生する現代において、多様な価値観を理解し、より豊かな社会生活が送れるような教育機会を提供していきます。

少子化を喫緊の課題と捉え、結婚や家庭を持つことへ希望の持てる社会を形成します。多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの質をさらに向上させるとともに、必要な支援が行き渡るよう、子育てに関する情報発信にも力を入れていきます。

指標	現状	目指す方向性
心がおちつく、安心していられる場所（ここにいたいと感じる場所）が複数箇所あるこどもや若者の割合	R6：小5 77.0 %	
	R6：中2 79.5 %	
	R6：15歳～39歳 54.8 %	
「自分のことが好きか」と言う問いに、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合	R6：小5 63.8 %	
	R6：中2 60.6 %	
	R6：15歳～39歳 71.3 %	

こどもや若者を取り巻く状況

「目指す未来」を実現させる上での国の動向や、社会的背景を示しています。

こどもまんなか目標

「目指す未来」が計画期間でどの程度実現されたかを示すための指標で、主にアウトカム指標を設定しています。

方向性

方向性 I

こどもの居場所や価値ある体験の提供

写真イメージ

【現状と課題】

令和5年12月、こども大綱と併せて、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりに関する基本的な事項や視点がまとめられました。先だって行われた「こどもの居場所づくりに関する調査研究」において行われたアンケート調査では、家や学校以外に居場所がないと答えた割合は年代によっては約4割にものぼるなど、自分らしくいられる場所や、落ち着いて過ごせる場所のないこどもや若者が一定数いることが明らかとなっています。これは市で実施した「こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」や「こどもの生活実態調査」でも同様の傾向にあり、本市においても居場所に関して悩みを持っている若者が一定数いることが明らかになりました。

また「こどもの居場所づくりに関する指針」では、多様な遊びや体験機会を持つことで、興味を持って物事に取り組んだり、新たなことにチャレンジする中で、自己効力感を高めることが重要であるとされています。本市も新型コロナウイルスの影響により、様々なイベントが中止となったり、規模が縮小され、特定の年代においてこうした他人との関わりや体験機会が持てなかった期間がありました。オンラインでのつながりなどデジタルツールの活用も含めた居場所づくりや体験機会の提供をデザインし、こどもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮できるような環境を整えていくことが求められています。

【取組の方針】

ウェルネスプラザでは、こどもや子育て世代が境を越え、また、放課後こどもクラブは保護者とが、児童生徒にとっても有意義な時間が送れる学びの機会を提供していきます。図書館での読書活動の推進やアートに触れる機会を増やすことで知的好奇心を刺激し、創造性を育むとともに、学びの楽しさを発見したり、ストレスから解放され、心の安らぎとなるような体験を提供していきます。こどもや若者が、未来の自分たちのために今何ができるかを自分事として考えられる機会として、地球温暖化等の環境問題に向き合う体験を提供します。スポーツを通じて、健全な成長を促すとともに、生きがいやつながりを持てる社会を構築します。公園は、遊びやそこで過ごす時間を通じてこどもの身体的・精神的・社会的な成長を支える大切な居場所であるため、誰もが利用できる開かれた公園づくりを進めます。

こどもや若者にとって、心地いい空間や刺激となる体験ができる居場所は、ライフステージや心理的な変化、人間関係の変化によって常に移り変わりやすいものであることを念頭に置かなければなりません。こどもや若者、子育て世代などの当事者が、どのような場所やつながりを居場所と感じるか、本人の置かれた状況や必要としているもの、感じ方によって異なります。当事者の声に常に耳を傾けながら、年齢や属性、自らが置かれた状況にかかわらず、居場所となり得る環境を整備していきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
ウェルネスプラザ キッズプレイルームの利用者数	29,389人	41,800人
18歳以下の図書館貸出人数	11,202人	11,320人
対話型鑑賞ツアーに参加している学校数	7校	14校
市主催のスポーツ大会に参加したこどもの数(小学生・中学生)	160人	1,000人

取組の方針

「現状と課題」を踏まえた取組の方針を示しています。

現状と課題

市の現状や課題を示しています。

こどもまんなか指標

「取組の方針」がどの程度進捗したかを示す指標で、主にアウトプット指標を設定しています。

個別の取組

こども大綱方針

こども大綱に掲げられる6つの基本方針との関連性を示しています

SDGs

SDGsの17の目標との関連性を示しています。

主な取組 I	こども大綱方針	4	SDGs	4 質の高い教育をみんなに	17 パートnership for the goal
事業名	事業内容				
アートを体験する機会の提供	東京藝術大学をはじめ、多様な主体との連携のもと、アートを体感できる機会や発表・体験の場を提供します。				
担当課	目指す成果				
文化芸術課	こどもや若者の芸術への主体的な興味を引き出すとともに、創造力・表現力・コミュニケーション能力を高め、ウェルビーイングの向上を目指す。				

担当課

複数の担当課による取組の場合は、下線の課が主担当課となります。

事業内容

5年間でどのような取組を進めるかを示しています。

目指す成果

取組を進めることでどのような成果を目指すかを示しています。

目指す未来！ 健全で安心な子育てを支える

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 人は社会的な生物であり、他者との関係の中で自己肯定感や自己有用感を育みます。そうした他者との関わりや、自分の気持ちを落ち着ける居場所がないことは、孤独や孤立に繋がってしまう重大な問題になりかねません。地域のつながりの希薄化や少子化の進展、新型コロナウイルス感染症等の影響によって、こどもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、特に過疎化が進む地方や地域においてはこうした傾向が一層懸念されています。公園で放課後集まって話したり遊んだりする機会の減少や、近所の人と交流する文化もなくなるなど、社会的構造の変化により、こどもの居場所の選択肢が減っています。加えて共働き世帯の増加により、家庭における子育ての孤立化も懸念されています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園など未就学児の成長を支える施設は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う大切な役割を担っています。異なる背景や特性を持つすべてのこどもが尊重され、個々の特性に合わせた成長に繋がる保育環境、教育環境の整備が求められています。また、加速度的に進む少子化対策のためには、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、育児の負担軽減や孤立の解消を進めていく必要があります。
- 学童期から青年期に至るまで、多くの時間を過ごす学校は、単に知識や技能を学ぶ場にとどまらず、こどもたちが様々な人と出会い、社会性を育み、自己肯定感を高める大切な居場所です。心身共に安定した状態を保てるよう、学校を常に安全で安心な環境に整えていく必要があります。教科の学習だけでなく、部活動や行事など様々な活動を通じて興味関心を広げ、自分にしかない個性や能力を見つけ、伸ばすための教育が求められています。
- 学校教育に加え、多様な遊びや体験活動の経験は、想像力や好奇心、自尊心を育み、自ら考え、行動し、困難を乗り越える力を身につけるための重要な要素となります。国や地方公共団体、地域、家庭、民間企業や民間団体など、さまざまな立場の主体が連携・協力しながら、年齢や発達の程度に応じて遊びや体験の機会を創出することで、こどもや若者が生涯にわたってウェルビーイングに生きる力を身につけることが期待されています。
- 日本のこどもは世界と比べて「自己肯定感」や「幸福指数」が低いことが指摘されています※。自己肯定感の低さは物事にチャレンジする気力が保てなくなったり、周りとの円滑なコミュニケーションができず、人間関係を上手に築けなくなるなど、様々なリスクに繋がると懸念されています。こどもが持てる力を十分に発揮できるように、与えられるだけでなく、自らの力で生き抜くことができるような成長に繋がる環境を整える「子育て」に対する支援が求められています。

※こども家庭庁 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」

【目指す未来の実現に向けて】

こどもたちがここにいたい、いてもいいんだと思える、快適で落ち着く居場所や、好奇心や知的探究心を高めるような居場所を、既存の公共施設等のストックを活用するとともに、多様な主体と連携しながら増やしていきます。また本市の持つ様々な地域資源を活かしながら、生育環境等に左右されない遊びや体験機会を提供し、こどもや若者が充実した人生を送ることで、将来活躍できる人材の育成に努めます。あわせてこうした経験の積み重ねによって、市への愛着や誇りを持つことへと繋げていきます。

また幼児期や学童期、青年期へと成長する過程で、その多くの時間を過ごす保育所や学校等において、安全で安心できる場所となるよう継続した環境整備を進めます。

あわせて、様々な属性を持つ人々が共生する現代において、多様な価値観を理解し、より豊かな社会生活が送れるような教育機会を提供していきます。

多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの質をさらに向上させるとともに、必要な支援が行き渡るよう、子育てに関する情報発信にも力を入れていきます。

【こどもまんなか目標】

指標	現状		目指す方向性
心がおちつく、安心していられる場所（ここにいたいと感じる場所）が複数箇所あるこどもや若者の割合	R6：小5	77.0 %	
	R6：中2	79.5 %	
	R6：15歳～39歳	54.8 %	
「自分のことが好きか」と言う問いに、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合	R6：小5	63.8 %	
	R6：中2	60.6 %	
	R6：15歳～39歳	71.3 %	

方向性 1

こどもの居場所や価値ある体験の提供

写真 or イメージ

【現状と課題】

令和5年12月、こども大綱と併せて、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりに関する基本的な事項や視点がまとめられました。先だっ
て行われた「こどもの居場所づくりに関する調査研究」におけるアンケート調査では、家
や学校以外に居場所がないと答えた割合は年代によっては約4割にものぼるなど、自分ら
しくいられる場所や、落ち着いて過ごせる場所のないこどもや若者が一定数いることが明
らかとなっています。これは市で実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」や
「こどもの生活実態調査」でも同様の傾向にあり、本市においても居場所に関して悩みを
持っている若者が一定数いることが明らかになりました。

また「こどもの居場所づくりに関する指針」では、多様な遊びや体験機会を持つことで、
興味を持って物事に取り組んだり、新たなことにチャレンジする中で、自己効力感を高め
ることが重要であるとされています。本市も新型コロナウイルスの影響により、様々なイ
ベントが中止となったり、規模が縮小され、特定の年代においてこうした他人との関わり
や体験機会が持てなかった期間がありました。オンラインでのつながりなどデジタルツール
の活用も含めた居場所づくりや体験機会の提供をリデザインし、こどもが本来持っている
主体性や創造力を十分に発揮できるような環境を整えていくことが求められています。

【取組の方針】

ウェルネスプラザでは、こどもや子育て世代が気軽に通え、健やかな成長につなげる環境を整えます。また、放課後子どもクラブは保護者にとっても安心してこどもを預けることができ、児童にとっても有意義な時間が過ごせるよう、安全性を確保しつつ、多様な学びの機会を提供していきます。図書館での読書活動の推進やアートに触れる機会を増やすことで知的好奇心を刺激し、創造性を育むとともに、学びの楽しさを発見したり、ストレスから解放され、心の栄養となるような体験を提供していきます。こどもや若者が、未来の自分たちのために今何ができるかを自分事として考えられる機会として、地球温暖化等の環境問題に向き合う体験を提供します。スポーツを通じて、健全な成長を促すとともに、生きがいやつながりを持てる社会を構築します。公園は、遊びやそこで過ごす時間を通じてこどもの身体的・精神的・社会的な成長を支える大切な居場所であるため、誰もが利用できるインクルーシブ遊具等を整備し、子育て世代に魅力ある開かれた公園づくりを進めます。

こどもや若者にとって、心地いい空間や刺激となる体験ができる居場所は、ライフステージや心理的な変化、人間関係の変化によって常に移り変わりやすいものであることを念頭に置かなければなりません。こどもや若者、子育て世代などの当事者が、どのような場所やつながりを居場所と感じるかは、本人の置かれた状況や必要としているもの、感じ方によって異なります。当事者の声に常に耳を傾けながら、年齢や属性、自らが置かれた状況にかかわらず、居場所となり得る環境や機会を整備していきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
ウェルネスプラザ キッズプレイ ルームの利用者数	29,389人	41,800人
市立図書館における18歳以下の 貸出者数	11,202人	11,320人
対話型鑑賞ツアー※に参加している 学校数	7校	14校
市主催のスポーツ大会に参加した こどもの数（小学生・中学生）	160人	1,000人

※対話型鑑賞ツアー…言語化能力や論理的思考力の向上を目指し、アート作品を複数の人たちと対話しながら鑑賞するプログラム。

【個別の取組】

主な取組 1		こども大綱方針	2、4、6	SDGs	 
事業名		事業内容			
アート体験する機会の提供		東京藝術大学をはじめ、多様な主体との連携のもと、アートを体感できる機会や発表・体験の場を提供します。			
担当課	文化芸術課	目指す成果			
		こどもや若者の芸術への主体的な興味を引き出すとともに、創造力・表現力・コミュニケーション能力を高め、ウェルビーイングの向上を目指します。			

主な取組 2		こども大綱方針	4	SDGs	
事業名		事業内容			
こどもの読書活動の推進事業		ブックスタート事業やおはなし会、学校図書館と市立図書館の連携事業（ほんくる）等の活動を通じて、こどもの読書・学習活動を支援し、豊かな心を育みます。			
担当課	図書館	目指す成果			
		読書活動を推進するとともに、こどもや若者にとって居心地のよい図書館の環境整備を進めます。			

主な取組 3		こども大綱方針	4、6	SDGs	  
事業名		事業内容			
スポーツ振興事業		市主催のスポーツ大会をスポーツ団体と連携を図りながら開催し、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進に繋がります。			
担当課	スポーツ振興課	目指す成果			
		スポーツを通じて、心と体を結びつけ、自己肯定感と自信を向上させるとともに、健やかなコミュニティを育みます。			

主な取組 4		こども大綱方針	3	SDGs	 
事業名		事業内容			
夏休み環境探究事業		未来を担うこどもたちに、自然環境等での活動体験の場及び新たな学びのフィールドを提供し、地球温暖化に対する理解と関心を高め、環境意識の向上を図ります。			
担当課	環境対策課	目指す成果			
		多様な人々と交流やグループ活動を通じて社会性や協調性を身につけ、課題を解決するための探究力を養い、環境意識の向上を図ります。			

主な取組 5		こども大綱方針	3	SDGs	 
事業名		事業内容			
ウェルネスプラザ (キッズプレイルーム) 運営 事業		こどもと保護者が一緒に楽しく遊べる場を提供し、遊びを通じたこどもたちの運動能力・思考能力の向上と、親子や親同士、こども同士の交流を支援します。併せて、子育て中の保護者が抱える不安や課題を解決するための相談・指導を行います。			
担当課	健康づくり推進課	目指す成果			
		こどもの自由な運動や遊びを通じ、物事を考える力や運動能力を育てるとともに、子育てに関する不安や課題を解決するための相談できる環境を提供します。			

主な取組 6		こども大綱方針	3、4、5	SDGs	  
事業名		事業内容			
放課後子どもクラブ運営事業		放課後や長期休業時に児童の居場所を確保することで、保護者の就労支援と児童の健全育成に繋がります。運営にあたっては民間ノウハウの活用など、より質の高いサービスの提供を図ります。			
担当課	子ども青少年課	目指す成果			
		こどもたちの遊び、体験、創造性を発揮できるような時間を提供することで、健全な成長に結びつけるとともに、保護者のワークライフバランスを向上させます。			

主な取組 7		こども大綱方針	4	SDGs	 
事業名		事業内容			
こどもや子育て世帯に やさしい公園づくり		こどもや子育て世代が行きたくなる、集まりたくなる居場所や遊びの場、憩いの場を提供するため、すべてのこどもが安心して過ごせる、開かれた公園づくりを進めます。			
担当課	水とみどりの課	目指す成果			
		子育て環境に対する満足度を高め、子育て世帯に選ばれるまちを目指すとともに、すべてのこどもが安心して過ごせる居場所の選択肢を増やし、身体的・精神的・社会的な成長に繋がります。			

方向性 2

こどもたちが安全に暮らせる環境づくり

写真 or イメージ

【現状と課題】

本市は昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて、首都圏のベッドタウンとして人口が増加し、それに伴い、その時期に集中的に建築された学校施設が多くあります。老朽化に伴い、安全性や機能性の低下が懸念されます。また、人口減少に伴う少子化の影響、今後の中心市街地における駅前再開発の影響等も考慮しながら、児童生徒数の推移を見極め、学校規模を適正に保っていくこともあわせて求められています。そのような中であっても、こどもにとって多くの時間を過ごす学校施設の安全性や機能性を持続的に確保していくことは重要な課題となっています。

また、地球温暖化に伴う異常気象や、首都直下型地震などの災害リスクが高まる中、特に大人と比べて身体的な能力や状況判断力が未熟なこどもに対する支援が求められます。

加えて、事故や犯罪被害などからこどもや若者の生命・尊厳を守り、健やかに成長できる環境を整えることも重要です。特に近年はインターネットの普及やスマートフォン所持の低年齢化の影響もあり、小中学生における SNS に起因する事犯の被害者が増加傾向にあります。

様々なリスクが存在する中で、社会全体でこどもや若者を守り、健やかな成長を後押しする環境を構築するとともに、自らの生き抜く力を高めるため、発達の程度に応じた体系的な安全教育を提供していくことが求められています。

【取組の方針】

こどもの個々の発達や特性にあわせた柔軟な保育体制を整えると共に、適切な保育環境の整備を進めるための支援を行います。これにより、こどもの健全な成長に繋げるとともに、保護者が安心してこどもを産み育てられる環境を整え、少子化対策に繋げていきます。

学校施設においては、「取手市学校施設長寿命化計画」に基づき、事後保全型から予防保全型の管理への転換により、施設整備に係るライフサイクルコスト※の縮減と財政負担の平準化を図りつつ、時代に合った安全性や機能性の確保に努めます。あわせて、児童生徒の通学路の安全確保のために危険箇所の把握と対策に努め、警察や各学校、地域と連携した見守り活動に取り組みます。

災害や事故、犯罪被害等から自らを守るスキルを身につけるための体験的な学びを含めた教育を提供するとともに、家庭や地域、社会全体でこどもや若者を守っていく意識を高めます。

AI の発展や IoT の普及など、情報技術がますます進化する中で、安全で豊かなデジタルライフを送るために IT リテラシーを高める情報モラル教育を進めます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくりを行っている児童生徒の割合	81% ※R6 年度アンケートからの新規項目のため、R6 年度実績	90%

※ライフサイクルコスト…計画・設計・施行から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

【個別の取組】

主な取組 8		こども大綱方針	1、3、4	SDGs	  
事業名		事業内容			
保育施設等への運営補助		民間保育施設等に対して、乳児等の保育環境整備、障害児の受け入れ体制の確保、職員の処遇改善による保育士確保、安定した給食の提供等に繋げ、持続可能な保育環境を確保するための支援を行います。			
担当課	子育て支援課	目指す成果			
		民間保育施設等の運営に関する経費の助成を行い、こどもを安心して育てることができる環境を整備し、安定した保育施設の経営を目指します。			

主な取組 9		こども大綱方針	3、6	SDGs	 
事業名		事業内容			
通学路危険箇所の安全対策		児童生徒が安心して通学できる環境を整備するため、各学校から報告された通学路危険箇所について、関係機関と協議を行い、安全対策の実施を推進します。			
担当課	学務課	目指す成果			
		学校・家庭・地域が一体となり連携を図りながら、児童生徒の見守り体制を強化できる体制を構築します。また通学路危険箇所の整備を進め、登下校時の児童生徒の安全を確保します。			

主な取組 10		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
学校施設整備事業		未来を担うこどもたちが、豊かなこころと個性を育むことができるよう、安全・安心な学校施設の整備及び快適で豊かな施設環境の構築を進めます。			
担当課	教育総務課	目指す成果			
		学校施設の老朽化対策として長寿命化改良工事を推進するとともに、バリアフリー化や環境を考慮した整備等を推進し、安全・安心で質の高い学校づくりを進めます。			

主な取組 11		こども大綱方針	3、6	SDGs	  
事業名		事業内容			
事故や災害からこどもを守る取組の推進		児童生徒が事故や災害など、突発的に発生するアクシデントから身を守るための知識や行動力、判断力を身につけ、生き抜く力を養うための防災教育を進めます。			
担当課	安全安心対策課 指導課	目指す成果			
		交通安全教室により、交通事故未然防止のための知識や意識の向上を図るとともに、出前講座により災害時に自らの命を守るための知識や行動を育みます。			

主な取組 Ⅱ 2		こども大綱方針	3、6	SDGs			
事業名		事業内容					
防犯ステーション等の地域での見守り活動		「取手市安心して安全なまちづくり条例」に基づき、安心して安全な住みよい地域を実現するため、防犯ステーションにおいて、地域と児童生徒の見守り活動やパトロールを実施します。					
担当課	安全安心対策課	目指す成果					
		見守り活動や青色防犯パトロールを通じて犯罪抑止や交通事故防止を図り、児童生徒及び地域住民に対する安心感の醸成と安全意識の向上を目指します。					

主な取組 Ⅲ 3		こども大綱方針	2、3	SDGs		
事業名		事業内容				
情報モラル教育の推進		情報化社会において、こどもたちがインターネット上の情報の信頼性や情報収集の方法、発信の仕方等について正しく理解・判断できるよう、情報モラル教育を推進します。				
担当課	指導課	目指す成果				
		こどもたちがインターネット上の情報の信頼性や情報収集の方法、発信の仕方等について正しく理解・判断し、適切な行動をとることができるようにします。				

方向性 3

未就学児へのサービスの充実

写真 or イメージ

【現状と課題】

少子化の要因の一つとして、望むこどもの数を諦める方が増えている現状があります。国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査」によれば、夫婦の理想的なこどもの数は2021年時点で2.25、実際に持つ予定のこどもの数も2.01と、調査開始以来ともに過去最低の人数となっています。

理想のこどもの数を諦める、または理想自体が低くなる要因は多岐に渡りますが、待機児童や保育士不足など、保育環境を取り巻く問題が大きな影響を与えていると考えられます。女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加しており、働きながらも安心してこどもを預けられる環境が求められています。

また、祖父母など血縁者からの支援が受けにくい状況にあることや、地域との関係性の希薄化が進む現代において、こどもを持つことに対して精神的な負担を感じてしまう人が一定数いることも少子化に影響していると考えられます。保護者の精神的な負担を和らげるため、多様な保育ニーズに応えとともに、子育てに対する悩みを相談したり、同じ境遇にいる保護者同士のつながりが持てる場の整備が必要とされています。

【取組の方針】

育児への不安や、こどもの発達への不安等を抱える保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう、相談する機会や各種サポートを提供していきます。

また、保育に関する申請等のデジタル化の検討を進め、保護者の手続きに関する負担を減らすとともに、庁内事務の効率化により生み出したリソースをさらなるサービスの向上に繋げていきます。あわせて、ICTシステムを活用して、子育て世代がそれぞれで必要とする情報や手続きにアクセスしやすい環境を整備し、保護者の不安の解消や、充実した子育てに繋げていきます。

また、両親ともにフルタイムで働く共働き世帯が増加したこと等により、仕事と育児の両立が課題となる中で、多様なニーズを満たす保育サービスの拡充を進めていきます。そのため、こうした世帯の経済的損失を防ぎ、また精神的な負担を軽減させるため病児・病後児の保育が提供できる体制を整えます。短期的な保育需要については、更なる出生数の減少が見込まれる中であっても、高まっていくことが想定されます。令和8年度から始まるこども誰でも通園制度により、これまで行ってきた一時保育に加え、多様化する保育ニーズに適切に応え、こどもの良好な成育環境と、全ての子育て家庭に対する働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を提供してまいります。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
子育て支援センター利用者数	63,389人	71,889人
一時保育利用者数	3,312人	3,288人

【個別の取組】

主な取組Ⅰ 4		こども大綱方針	3、4	SDGs			
事業名		事業内容					
子育て支援センター運営事業		小学校就学前のこどもやその保護者、これから親になる方を対象として、子育てに関する情報交換や遊びを通じたこども同士の交流、悩み事や心配事を気軽に相談できる環境を提供します。					
担当課	子育て支援課	目指す成果					
		子育て中の親やこれから親になる方の育児に関する不安や悩みの相談、子育てに関する情報交換の場を提供することにより、地域に根付くより良い子育て支援環境の確保を図ります。					

主な取組Ⅰ 5		こども大綱方針	3	SDGs			
事業名		事業内容					
保育サービスのデジタル化		保育関連の庁内事務のデジタル化を進めることで効率化を図るとともに、保育施設利用申請等の手続きのオンライン化によって、サービス利用者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を整えます。					
担当課	子育て支援課 こども政策室	目指す成果					
		こどもを連れて市役所に行かず、24時間空いた時間に申請ができることで、保護者の負担軽減を図ります。					

主な取組Ⅰ 6		こども大綱方針	3	SDGs			
事業名		事業内容					
利用者支援事業 保育コンシェルジュ		子育て支援課の窓口保育コンシェルジュを配置し、専任職員が保育施設入所に関することや、子育てに関する施設や制度、利用可能なサービスの情報等を提供することで、子育て中の保護者に対し円滑なサービス利用の手助けをします。					
担当課	子育て支援課	目指す成果					
		子育てに不安を抱える保護者に寄り添い、情報提供を行うことで子育てしやすい環境を整え、あわせてオンライン相談についても検討します。					

主な取組Ⅰ 7		こども大綱方針	3、5	SDGs		
事業名		事業内容				
多様な保育需要への対応 (一時預かり、延長保育等)		共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事を両立させたいという保護者のニーズが高まる中、様々な事情により時間を確保したい保護者に応え、多様な保育サービスを提供します。				
担当課	子育て支援課	目指す成果				
		一時預かり、延長保育、こども誰でも通園制度、など様々なニーズに応えられる保育サービスを展開し、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもの育ちの一助となるような支援を行います。				

主な取組 18		こども大綱方針	3、4	SDGs	 
事業名		事業内容			
質の高い保育サービス、幼児教育の提供		就学前における、こどもたちの興味関心に基づいた遊びや学びの機会を提供し、言語能力、認知能力、社会性など将来の学習や社会生活の基盤となる能力を育みます。			
担当課	子育て支援課 (各保育所) 学務課	目指す成果			
		こどもが豊かに過ごせる環境を整え、こどもの心と体が適切に発達することを図ります。日々の遊びの中で他者とのやりとりを楽しみ、自ら環境に関わりながら十分に遊ぶ体験ができるようにします。自分で考え、試し、友達と相談しながら表現力や思考力、コミュニケーション力を育みます。			

主な取組 19		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
病児・病後児保育への対応		共働き世帯の増加に伴い、こどもが病気になった際、仕事等の都合で家庭で保育のできない状況にある場合に、保護者に代わってこどもを一時的に預かり適切なケアを行います。これにより保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えます。			
担当課	子育て支援課	目指す成果			
		こどもが病気になった際も、保護者が安心して預けられる環境を整備し、保護者の負担軽減を図ります。			

主な取組 20		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
子育て情報の積極的な発信		従来の広報やホームページ、メルマガ等に加え、アプリによるプッシュ型通知等を活用し、子育て世帯に有用な情報を積極的に発信していきます。その他にも「とりで子育てガイドブック」等により、必要な情報が取得しやすい環境を整えます。			
担当課	子育て支援課	目指す成果			
		子育て世帯のニーズにあった情報が取得しやすい環境を整えます。			

方向性4

個性を育む教育の提供

写真 or イメージ

【現状と課題】

ICT技術の進展や、グローバル化などにもとない、社会のあり方や価値観、求められる人材像などがめまぐるしく変化しています。幅広い知識と論理的な思考力、柔軟な発想によって付加価値を生み、イノベーションを起こせる人材や、国際的な視野を持ってグローバルに活躍できる人材、他者との協働の中で多様性を理解し、課題解決できる人材などが求められています。そのためには、基礎的・基本的な学習によって得られる知識や技能に加えて、思考力や判断力、表現力など総合的コミュニケーション能力を高める教育を提供していく必要があります。

学校に求められる役割が複雑多様化する中、一方では教職員の過重労働が問題となっています。文部科学省の「教員勤務実態調査」によれば、近年の働き方改革や教育現場でのICTの活用などによって、在校時間は平成28年度と令和4年度を比較すると、減少傾向にあるものの、平日の持ち帰りでの業務は増加するなど、依然として負担が大きい状況が続いています。業務量の偏りや、求められる業務内容の高度化などによる精神的な負担の増加によって、休職者も年々増加傾向にあり、教職員のなり手不足などもあわせて課題となっています。変化する社会の動きを取り込んだ教育を学校のリソースのみで確保していくことが困難な状況にあり、地域や民間企業など、多様な主体との連携が進められています。

様々な地域資源を活用しながら、未来を担うこどもたちが、多くの人と関わり合い、多様な体験を積み重ねることで、「生きる力」を身につけることが求められています。

【取組の方針】

本市においては、令和３年度より、山王小学校を小規模特認校として指定し、少人数を生かした特色ある新しい学校教育に取り組んでいます。アーティストと育む芸術活動を通じて、学びに拡散思考を加えた STEAM 教育により創造的な発想力を育むと共に、国際教育（英語教育）を推進してグローバルに活躍できる人材の育成に努めます。またこうした取組を他校にも展開し、市全体としての教育内容の充実を図ります。

現代社会において必要とされる IT スキルやリテラシーを確保するとともに、一人ひとりの学習状況に合わせた効果的な学習を促進するため、ICT 機器を活用したデジタル教育を展開します。

また、学校での学習だけではなく、様々な体験活動を通じて感動や驚きといった感情を刺激し、知的探究心の向上を図り、自ら学び考える力や豊かな人間性を育ぶことに繋げていきます。

あわせて、子どもたちの表現力や聞く力を伸ばし、自分の価値を高めてより豊かな人間関係を作り上げるためのスキルの習得を目指します。

基礎的な学力に加え、めまぐるしく変化する社会に対応できる、総合的な「生きる力」を身につけた人材を育成するため、子どもたちが主体的に学ぶことができる環境整備を進めます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
授業で発表をするとき、自分の考えがうまく伝わるよう文章、資料、話し方などを考えている児童・生徒の割合	83%	90%
学校は楽しいと答えた児童・生徒の割合	92%	95%

【個別の取組】

主な取組 2 1		こども大綱方針	3	SDGs		
事業名		事業内容				
ICT教育の環境整備と推進		ICT機器やそれを活用する環境を整備し学習の効率化を図るとともに、Society5.0時代 ^{※1} を生きるこどもたちの情報活用能力を高め、従来の学びと併せて論理的思考力や問題解決能力を育成する教育を提供します。				
担当課	学務課 指導課	目指す成果				
		第2期GIGAスクール ^{※2} 環境整備において、児童生徒タブレット端末更新や学習教材ライセンス調達を進めます。また学校ネットワーク環境において必要となる機器更新を進めます。				

主な取組 2 2		こども大綱方針	3	SDGs		
事業名		事業内容				
安全な学校給食の提供と食育の推進		安全で安心して食べられる学校給食を安定的に提供します。また地元農家や団体と連携し、地場産物を調達することで学校給食における地産地消の促進を図るとともに、食品ロス等の環境問題への関心を深めるための献立を立案します。				
担当課	保健給食課 指導課	目指す成果				
		こどもたちが必要な栄養価を摂取できる献立の立案や安全な食材の調達を実施するとともに、児童生徒が食への興味・関心・理解を高め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進します。				

主な取組 2 3		こども大綱方針	2、3	SDGs		
事業名		事業内容				
サステナブル学習プロジェクト		こどもたちが、地球温暖化による気候変動への対応を環境、社会、経済の課題に地域課題をかけ合わせ、課題を解決するために行動を起こす力を身につける、探究型SDGs学習を実施します。				
担当課	環境対策課 指導課	目指す成果				
		プロジェクトを通じて、自分たちにもできる地球温暖化防止のための取組を自発的に考え行動に移し、地球環境に貢献したいという意識向上や価値観の創造を図ります。				

主な取組 2 4		こども大綱方針	2、3	SDGs	
事業名		事業内容			
プレゼンテーションフォーラムによる探究力と表現力の育成		探究的な学びを通して学んだことをICT機器を活用して分かりやすく効果的に相手に伝える能力を高めるために、プレゼンテーションを行う機会をつくります。			
担当課	指導課	目指す成果			
		探究活動によって得られた内容や自分の考えを、ICT機器を活用して分かりやすく効果的に相手に伝えるために、資料の提示の仕方や話の組み立てなどを工夫し、論理的に説明することができる人材を育成します。			

主な取組 2 5		こども大綱方針	1、3	SDGs	
事業名		事業内容			
国際教育の推進		外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会でも通用する人材を確保するための国際教育を推進します。また異文化や異なる価値観に触れることで、多様性を学び、共生社会の実現を目指します。			
担当課	指導課	目指す成果			
		外国語を用いて、国際社会で活躍できる人材や多様な価値観を認め合い共生し合うことができる人材を育成します。			

主な取組 2 6		こども大綱方針	2、4、6	SDGs	 
事業名		事業内容			
アートを通じた想像力・表現力の育成		アーティストとの交流により芸術活動を教育に取り入れ、創造する力、表現する力を伸ばします。従来の教育で身につけた科学的な視点による分析力と、創造的な解決策を導き出す能力を養うことで、イノベーションの担い手となる人材を育成します。			
担当課	指導課	目指す成果			
		様々な分野において、既成概念にとらわれない創造力や表現力、科学的な視点に基づく分析力を駆使して、課題解決に取り組むことができる人材を育成します。			

※1 Society5.0時代…AI やロボット等の革新的技術と人々の暮らしが融合することで便利で快適な暮らしが実現する持続可能な社会。

※2 GIGA スクール…義務教育段階にある全国の小中学校における ICT 環境を整備する中で、児童生徒用のパソコンやタブレット端末を1人1台使えるようにし、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。第2期 GIGA スクール構想では第1期で導入した端末の更新に加え、第1期で見てきた課題への対応や、高速大容量の通信ネットワークの整備等を進める。

目指す未来2 未来に希望が持てるよう若者を支援する

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 義務教育を終えたあとから社会に出るまでの青年期は、心理的・社会的に「大人」へと成長していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い、新たな知識や技能専門性を取得し、自己の可能性を探る大切な期間です。同時に社会的な役割や責任に対する不安が発生しやすい時期でもあります。新たな環境により、友人や家族との関係が変化する中で、悩みや不安を相談できず、心のうちに抱えてしまう若者も少なくありません。
- 若者の引きこもりやニート問題は、現代社会が抱える深刻な課題の一つです。労働力調査 2023 年平均結果によれば、若年無業者数は 2023 年平均で 59 万人に上り、個人としてだけでなく、家族や社会全体にも大きな影響を与えています。学校や行政など、社会との関わりがなくなることで見つけられづらい環境にあることや、原因が画一的でないため、アプローチや解決策が人によって異なる難しさなどから、専門的な知識を持った相談体制の確立や、多様な主体が連携したアウトリーチ型の支援が求められています。
- 大学等の高等教育機関にかかる授業料や入学料等の教育費は年々増加しており、義務教育課程の教育費と比しても多額の費用がかかることから、家庭の経済状況によって教育格差が起きることが懸念されています。厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、令和 5 年の高校卒業者と大学卒業者の平均年収はおよそ 90 万円程度の差があり、自身のこどもに望まれる教育を提供できず、負のスパイラルによって格差がさらに拡大していくことも考えられます。
- 国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、理想の数のこどもを持たない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も多い割合となっています。20 代の収入が比較的低い時期の奨学金返済なども晩婚化の要因となっており、教育費の負担は結婚やこどもを持つことへの心理的な抵抗感に繋がっていると考えられます。
- 物価高騰による結婚や出産に対する経済的なハードルの高さ、個人のキャリアやライフスタイルを優先する価値観の広がり、出会いの機会の減少などを背景に、若者の結婚に関する意欲の低下が進んでいます。「第 16 回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、いずれの年代、性別の独身者も「いずれ結婚するつもり」と答えた割合は減少し、「一生結婚するつもりはない」と答えた割合は増加しており、労働力不足や社会保障制度の持続を脅かすなど、社会全体の活力が弱まることが懸念されています。

【目指す未来の実現に向けて】

青年期は、個人が大人へと成長し、社会の一員として活躍していくための重要な時期です。若者の持つ新しいアイデアや視点は社会にイノベーションをもたらす可能性を秘めており、社会の多様性を豊かにし、新たな価値を生み出す力になります。こうした若者がチャレンジできる風土を醸成し、少子高齢化が進む中であっても、本市の活力を維持、発展させていきます。

また、進学や就職に伴い転出した若者が、いつか本市に戻りたいと思ってもらえるよう、愛郷心を育むとともに、様々な支援制度を充実させることで、若年層や働き盛りの世代の本市への定着を推進します。

進学や就職、家族からの自立など、人生における様々なライフイベントが重なる青年期の若者の悩みに寄り添い、多様な選択肢の中から若者自身が可能性を広げられるような支援を展開していきます。

【こどもまんなか目標】

指標	現状	目指す方向性
今後結婚したいと思う若者の割合	47.7%	
自分の将来について明るい希望を持っているかとの問いに「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた若者の割合	60.1%	

方向性 5

若者の日常生活への支援

写真 or イメージ

【現状と課題】

15歳から39歳までの若者を対象に市が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、「あなたは普段、どのくらい外出しますか」の問に対して、主に普段家にいると回答した方の割合は全体の10.2%、また、「最近6か月間に、家族以外の人と会話しましたか」の問に対し、「ほとんど会話しなかった」または「まったく会話しなかった」と答えた方が3.4%となっており、ニートや引きこもりといった現状にある方が本市においても一定数いると考えられます。

こうした現状となってしまう要因は、受験や就職の失敗、人間関係、健康問題など様々で、画一的な対処方法がないため、それぞれのケースにおける丁寧な相談と、本人やその家族への継続的なサポートが求められます。

【取組の方針】

課題や悩みを持った若者やその家族に寄り添い、一人ひとりが安心して生活し、将来に向かって歩いていけるよう、相談体制を整えとともに、適切な機関への接続を支援します。

精神疾患や身体障害を抱える若者に対しては、学校や仕事への復帰、社会参加がスムーズになされるよう自立支援医療によって負担の軽減を図ります。

こうした取組がサポートを必要としている方に届くよう、わかりやすく周知するとともに、関係機関との連携を進めていきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
困ったときの相談相手が複数ない若者のうち、こども・若者の相談を受けている機関をいずれも知らないと答えた若者の割合	56.4%	30%

【個別の取組】

主な取組 27		こども大綱方針	1、3	SDGs		
事業名		事業内容				
自立支援医療によるサポート（更生医療）		身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、障害の程度を軽くしたり残された機能を回復することを目的とした手術や治療等を受ける場合に、必要な医療費の一部を助成します。				
担当課	障害福祉課	目指す成果				
		医療費の一部を助成することで、経済的負担軽減を図ります。				

主な取組 28		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
こころの健康相談事業		悩み事や心配事など、不安がある方やその家族に対して、精神科医師がその相談にのることで、早期の治療に繋げ、こころの病になることを防ぎます。またどこに相談してよいか分からない方に対して、適切な専門窓口を案内します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		治療が必要な方が早期に医療機関につながるができるように継続して事業を行います。			

主な取組 29		こども大綱方針	4	SDGs	
事業名		事業内容			
ひきこもり相談支援事業 (くらしサポートセンター)		ひきこもりで悩む若者やその家族に対し専門アドバイザーが寄り添いながら、一緒に解決方法を考えます。			
担当課	社会福祉課	目指す成果			
		ひきこもり支援に対する相談窓口としての機能の充実、強化に取り組み、ひきこもり家族や本人に対するきめ細やかな支援を行うとともに、ひきこもり者等の社会復帰の促進を図ります。			

方向性 6

若者に夢や希望を与える支援

写真 or イメージ

【現状と課題】

総務省の住民基本台帳人口移動報告によれば、本市の日本人の社会動態は、近年社会増の状態が続いており、移住定住施策やシティプロモーションが一定の効果を発揮しているものと考えられます。一方で、大学を卒業し、社会へと出ていく年代となる 20 歳から 24 歳は毎年転出超過の傾向にあり、若者の定着に課題があります。こうした若者の流出は地域全体の人口減少につながり、少子高齢化を深刻化させるだけでなく、消費の減少による地域経済の縮小や、税収の減少により社会インフラの維持が困難になるなど様々な影響が懸念されるところです。

また、婚姻数に関しても減少傾向にあり、合併当時の平成 17 年には年間 499 件だったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年には 270 件まで減少し、その後も低調に推移しています。本市の調査においても、15 歳から 39 歳のうち約 18%の若者が今後結婚する意思はないと回答しており、少子化の大きな要因となっています。こうした現状は、多様な価値観が認められることによって結婚や出産に関して若者が優先的な位置づけをしなくなったこと、育児に関する女性の負担が未だに大きいことなどが理由として考えられますが、結婚や新生活、その後の子育てに要する経済的な負担感に対する不安も大きな要因となっているものと考えられます。

若者が進学や職業選択、結婚などの大きなライフイベントに際して、経済状況等にかかわらず自由な選択ができるよう後押しする取組が求められています。

【取組の方針】

結婚や子どもを持つことに対してポジティブな感情を抱くことができるよう、また正しい知識を持って自身のライフプランをイメージできるよう、高校生を対象とした講座を展開します。

また、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によれば、「1年以内に結婚するとした場合、何らかの障害があるか」との問に対し、「結婚資金」、「住居」が障害であるとの回答が多数を占めており、こうした状況にも鑑みて、結婚や住居の購入といった、人生における重大なライフイベントにおいて、若者を支援する取組を進めていきます。

あわせて、若者の起業を支援することで、斬新なアイデアによる新たなビジネスモデルやサービスを生み出し、地域社会にイノベーションを起こすことに繋げていきます。

こうした若者への様々な支援を通じて、QOLの向上につなげ、若者の転出を抑制するとともに転入を促進し、本市の持続可能性を高めていきます。

【子どもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
結婚新生活支援制度 申請件数	32件	40件
認定特定創業支援等事業（創業スクール） 39歳以下受講者数	8人	10人
定住化促進住宅補助制度によって本市に定住した人数（累計）	1,926人	3,000人

【個別の取組】

主な取組 3 0		こども大綱方針	5	SDGs	 
事業名		事業内容			
取手市産業振興 チャレンジ支援		若者が自らのキャリア形成において起業を選択する際に、それを後押しし チャレンジしやすい環境をつくります。これによって市内経済の活性化に繋 がっていきます。			
担当課	産業振興課	目指す成果			
		創業支援等事業者と連携して、起業に必要な知識やスキルを提供するセミ ナーの開催や相談窓口の設置により、若者が安心して起業に挑戦できる環境 づくりを進めます。若者の起業家数の増加、起業後の事業継続率を向上させ ることで、地域経済の活性化と若者の定住化を図ります。			

主な取組 3 1		こども大綱方針	5	SDGs	
事業名		事業内容			
結婚新生活支援事業		結婚し、市内で新たに生活をスタートしようとする世帯を対象に、結婚に伴 う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅取得や家賃、引越費用）を補 助することで、若者の定着と婚姻数の増加による少子化対策を図ります。			
担当課	こども政策室	目指す成果			
		非婚化・晩婚化が進む中で、結婚に対する経済的なハードルを下げ、定住化 促進の他の施策との相乗効果により、生産年齢人口の確保に繋がります。			

主な取組 3 2		こども大綱方針	5	SDGs	
事業名		事業内容			
定住化促進住宅補助事業		定住人口の増加と魅力ある住環境の整備を目的に、一定の性能基準を満たす 新築住宅の取得や、中古住宅等の改修・増築に対する支援を行います。特に 若者を中心とした定住化促進を図るため、子育て世帯や市内就業者に対して 補助金の加算を講じます。			
担当課	都市計画課	目指す成果			
		とりで未来創造プラン2024に定められた目標人口である「2040年9万人の維 持」に向けて、特に生産年齢人口と年少人口を確保し、もって魅力と活力に あふれるまちづくりを推進します。			

主な取組 3 3		こども大綱方針	3、5	SDGs	  
事業名		事業内容			
レッツトライ高校生講座		高校生を対象に自分のからだところ、妊娠、出産、予防できる病気や感染 症等について正しく知り、主体的にライフプランを考えるきっかけづくりを 実施します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		実行委員会で市内高校の先生方と連携を図り、各学校の意見を反映させなが ら、事業を進め、高校生が主体性をもって自分の健康やライフプランを考え るきっかけをつくります。			

目指す未来3 幸せな子育てができる環境をつくる

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 厚生労働省の人口動態統計月報の概況によると、我が国の2023年一年間の出生数は72万7,277人で、前年を約4万3,000人下回り、過去最低となっています。合計特殊出生率も低下の一途をたどり、2023年には1.2と出生数同様過去最低を記録しています。こうした背景には、経済の不安定さや、共働き世帯の増加による家庭での仕事と子育ての両立の難しさ、出会いの機会の減少など様々な要因が複雑に絡み合い、若者の中で結婚や子育てに対する意識が変化したことが考えられます。
- 婚姻数も2023年には47万4,717組であり、ピーク時の1972年の半数にも満たない数となっています。また若年層の非正規雇用の増加や個人の自由や自己実現を優先する価値観が増えたこと、女性の社会進出とそれに伴うキャリア形成に対する意識などにより、平均初婚年齢や第1子の出生時の平均年齢は上昇傾向にあり、少子化の要因に繋がっています。
- 核家族化の進展や地域との関係性の希薄さなどから、身の回りに頼れる人がいないことで、子育てに対する負担感や孤立感が高まりやすい状況にあります。保護者が過度のプレッシャーを感じてしまうことは、児童虐待にもつながっており、令和4年度の児童虐待対応件数は過去最多の21万4,843件となっています。地域が一体となって子育てを支援していくシステムや、発達の段階に応じたこどもや子育て世代の居場所、相談できる環境の整備が求められています。
- こうした出産や子育てに対してのハードルの要因の一つとして、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている現状もあげられます。こうした中、国は2022年に育児・介護休業法を改正し、産後パパ育休制度を新設するなど、男性の育児参加を促進してきました。令和5年男女共同参画白書によれば、男性の育児休業取得率は増加傾向にあり、一定の効果はあるものの、他の先進諸国に比べると依然として家事に費やす時間の男女差が大きく、まだ十分な男性の育児参加が達成されているとは言いがたい状況にあります。
- 日本の新生児死亡率や5歳未満児の死亡率は、世界でもトップクラスに低い水準※となっています。これは日本の高度な医療技術、国民の健康意識の高さに加え、予防接種や健診等の母子保健が充実していることも大きな要因となっています。一方で少子高齢化に伴う産婦人科医の不足や、晩婚化による高齢出産のリスク増加、経済的な格差により十分な医療が受けられない懸念など、様々な課題に取り組んでいく必要があります。

※ユニセフ 世界子供白書 2023 子どもの死亡率に関する指標より

【目指す未来の実現に向けて】

本市で家庭を持ちたい、子育てがしたいと思ってもらえる方を増やすため、妊産婦やその家族、こどもに寄り添い、ライフステージごとに切れ目のない継続的な支援を展開します。こどもを持つことへの不安や、子育てに対する悩みを気兼ねなく相談できる場を提供し、子育てに対して過度なストレスや使命感を感じることなく、心身ともに健康な状態で、自己肯定感とゆとりをもってこどもに向き合うことができる環境を整えます。

依然として育児負担が女性に偏っている現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てできるよう、男性の育児参加のさらなる促進を図ります。

乳幼児の発育や発達、疾病予防、健康の観点から健診等を推進し、あわせて悩みを抱える保護者の早期発見につなげ、児童虐待のリスクの低減を図ります。

医療や保健、福祉において、他市町村や国県との連携体制を構築するとともに、母子保健のデジタル化を進め、利便性の高い子育てサービスを提供します。

【こどもまんなか目標】

指標	現状		目指す方向性
理想とすることどもの人数が実現可能（既に実現済）と答えた人の割合	保護者	57%	
	15歳～39歳	47.4%	
今後も継続して取手市に住み子育てをするつもりと回答した人の割合	81.8%		

方向性 7

安心して妊娠・出産できる環境の構築

写真 or イメージ

【現状と課題】

全国的な少子化の流れに歯止めがかからない中、本市においても、出生数の減少は喫緊の課題となっており、平成 18 年には 816 人だったものが、令和 4 年には 513 人となるなど、15 年ほどの間に 4 割近くも減少しています。厚生労働省の人口動態統計特殊報告においても、平成 30 年から令和 4 年までの本市の合計特殊出生率は 1.25 であり、県平均の 1.34 を下回る低位で推移しています。このような少子化は、単一の要因によって引き起こされたものではなく、結婚に対する意識の変化により未婚化や晩婚化が進んでいること、価値観の多様化により結婚や出産を人生の必須事項と捉える方が減ったこと、経済的な負担や仕事との両立、多子を育てることに対する不安など、様々な要因が複雑に絡み合っていると思われます。

また国の少子化社会対策大綱によると、第 1 子出産年齢が上昇する中、年齢や健康問題を理由に理想のこども数を実現できないという方も多く、母体やこどもへのリスクを低減し、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備が重要課題の一つであると報告されています。

核家族化や地域との関係性の希薄化が進む中で、妊娠や出産に対して誰にも頼れず孤独感を感じてしまう方も少なくありません。妊娠・出産への不安が大きいことが少子化の要因の一つであり、様々な悩みを解消し安心して妊娠・出産できる環境を整えていくことで、こどもを持つことに希望を持てる社会を構築していくことが求められています。そのためには、関係機関が連携して情報の共有を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援や相談体制を確保することが重要です。

【取組の方針】

妊娠期から出産期に至るまで、保健師による妊産婦訪問、出産・子育て応援相談等、保健師が妊産婦の悩みや不安に応じた相談事業を実施します。切れ目のない支援によって、子育て世帯が孤独・孤立状態になることを防ぐとともに、こどもへの虐待の未然防止や早期発見に繋がっていきます。

マタニティクラスやウェルカムベビークラスでは、妊娠出産、乳児期の子育てに関する知識や新しい家族を迎えるにあたっての心構えを得る場を提供するだけでなく、妊産婦の仲間づくりや男性も育児に関心を持つ機会の創出へと繋がっていきます。

あわせて、妊娠健康診査や産婦健康診査を通じて母子の健康状態を把握し、安心して出産できる環境を整えるとともに、妊婦のための支援給付により、妊娠・出産、子育てに対する経済的な負担の軽減を図ります。

教育や福祉、保健、医療等の関係機関が連携し、それぞれ専門性を活かしながら、個々の抱える悩み・困難に向き合うことで、すべての妊産婦が安心してこどもを産み育てられる環境づくりの構築を目指していきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
マタニティークラス・ウェルカムベビークラス参加者数	167人	180人
ママのからだところのケア教室参加者数	120人	240人

【個別の取組】

主な取組 3 4		こども大綱方針	3、5	SDGs			
事業名		事業内容					
妊婦・産婦健康診査		妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠の経過や産後の状況に応じて健康状態の把握や医学的な検査、保健指導を実施します。					
担当課	保健センター	目指す成果					
		茨城県と連携し、医療機関における健診機会の提供を図ると共に、県外の医療機関等における受診を可能にし、妊産婦の利便性に努め、受診機会の拡大と受診率向上を図ります。					

主な取組 3 5		こども大綱方針	3、5	SDGs		
事業名		事業内容				
母子健康手帳アプリ『ToriCo（トリコ）』		ICTの活用により一人ひとりの不安や負担を軽減し、安心して簡便な子育て社会に役立てます。				
担当課	保健センター	目指す成果				
		妊娠や子育て中の保護者に対し、アプリを活用することでこどもの成長記録を管理したり、タイムリーな子育て情報の発信を行うことで、育児の不安の解消を図り、安心して子育てができる環境づくりを目指します。				

主な取組 3 6		こども大綱方針	3、5、6	SDGs		
事業名		事業内容				
里帰り出産支援のための他市町村との連携		市外に里帰り出産をした場合でも、緊急時の対応や母子の健康管理、育児に関する相談など、同様のサービスを受けられるよう、里帰り先の市町村や医療機関と調整を図ります。				
担当課	保健センター	目指す成果				
		支援が必要な妊産婦に対して、里帰り先の市町村や医療機関と連携を図り、産前産後の支援が切れ目なく受けられるような環境を整えます。				

主な取組 3 7		こども大綱方針	3、6	SDGs		
事業名		事業内容				
医療機関との連携		日曜日や祝日及び夜間（全日）の第二次救急体制として、重症患者の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療体制を確保します。				
担当課	保健センター	目指す成果				
		医師の働き方改革により、かかりつけ医の推進及び小児救急電話相談（＃8000）の情報を広く提供します。				

主な取組 3 8		こども大綱方針	3、5	SDGs	
事業名		事業内容			
マタニティクラス ウェルカムベビークラス		妊娠・出産・妊娠中の日常生活動作・歯の健康・栄養・産後の生活・赤ちゃんの成長・育児用品の準備・お風呂の入れ方等を学びます。仲間づくりとなる講座も実施します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		妊娠・出産・育児に関する知識の普及に努め、妊婦とその家族が育児へのイメージを持ち、協力して出産・育児に臨める環境をつくります。			

主な取組 3 9		こども大綱方針	3、5	SDGs	
事業名		事業内容			
妊婦のための支援給付		妊娠期からの切れ目のない支援を実施する観点から、「妊婦であることの認定後」及び「妊娠しているこどもの人数の届出を行った後」に給付金を支給します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		妊娠や出産に伴う経済的な負担を軽減することで、安心してこどもを持つことを望める環境を整えます。			

主な取組 4 0		こども大綱方針	3、5	SDGs	
事業名		事業内容			
妊婦等包括相談支援事業		妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へとつなぐ伴走型支援を進めます。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		妊娠や出産、育児に対する不安や悩みに寄り添い、精神的な負担を軽減することで、安心して妊娠・出産し、健やかな育児ができるような環境を整えます。			

主な取組 4 1		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
妊産婦・子育て女性の健康づくり事業		妊産婦と子育て女性のメンタルヘルス悪化の予防および体力の向上を目的とした、オンライン・対面教室を併用した運動・相談一体型の健康運動教室を実施します。			
担当課	健康づくり推進課	目指す成果			
		妊産婦、母親同士の交流や健康リテラシーの向上、運動習慣の定着により、心身共に健康状態を保つことで、子育て環境の充実に図ります。			

主な取組 4 2		こども大綱方針	3、6	SDGs	
事業名		事業内容			
妊産婦向けコンサート事業		妊産婦が周囲に気兼ねなく参加できる、東京藝術大学から推薦された学生による癒やしのコンサートを開催します。			
担当課	文化芸術課	目指す成果			
		妊産婦に音楽を楽しんでもらうことで、妊産婦の精神の安らぎを求め、より良い出産・幸せな子育てに繋がります。			

方向性 8

幸せな子育てのための支援

写真 or イメージ

【現状と課題】

こどもは社会の希望であり未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや若者、子育て当事者のウェルビーイングにつながることはもとより、将来我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会が全体で取り組むべき重要課題の一つです。

少子化が進む一次的な要因は婚姻数の減少や晩婚化などがあげられますが、夫婦が持つこどもの数が減少していることも要因の一つとなっています。国立社会保障・人口問題研究所の第16回出生動向基本調査によれば、夫婦の最終的な出生子ども数である、完結出生数は近年低下しており、こどものいない夫婦とこどもが1人の夫婦の割合が増加したことで1.9人と過去最低となっています。

こうしたトレンドは本市においても同様に見られ、「こども・若者の意識と生活に関する調査」では理想とするこどもの数が2人以上と回答した方が約8割に上る一方で、その半数以上が経済的な理由や年齢、子育てに温かい社会でないと感じていることなどを理由に理想とするこどもの数を実現することは難しいと感じています。

また、男性の育児参加については、近年、男女平等の理念が普及されてきたこともあり、男性の育児休業取得率の向上など、夫婦間での分担が図られてきましたが、国際的に見れば家事育児の負担が依然として女性に偏っており、更なる男性の育児参加が求められています。

【取組の方針】

市の最上位計画である「とりで未来創造プラン 2024」においても、「子育てしやすいまちづくり」が重点施策に掲げられており、安心して子どもを産み育てられる環境整備を構築し、子どもを持つことが幸せだと思える社会を構築することを方針として掲げています。こうした方針に則り、相談体制の充実や、子育てに関する学びを得るための環境構築、育児の総合的なサポート等を通じて、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱えたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身ともに健康な状態で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合える社会の実現を目指します。

また、アンコンシャス・バイアス※を見直し、家事・育児等の無償労働の家庭内男女バランスを適正に保つことができるよう、男女平等の更なる推進を図ります。

【子どもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
ファミリーサポートセンター利用者数	2, 4 7 6 人	2, 5 4 0 人
親子の絆づくり プログラム参加者の満足度	9 7. 3 %	9 8 %

※アンコンシャス・バイアス：無意識に性別や世代、学歴、血液型などで相手のことを決めつけてしまう思い込みや偏見のこと。

【個別の取組】

主な取組 4 3		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
育児相談事業		未就学児を対象に、育児全般について気軽に相談できる場として、育児相談を実施します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		育児相談に応じ、保護者支援を行うことで、乳幼児の健やかな成長を支援します。			

主な取組 4 4		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
1歳歯っぴい歯みがき教室の開催		幼児のう歯の予防のため、歯科相談・歯みがき教室を実施します。初めての誕生日に一生使う歯の大切さを学び、正しい知識を持って楽しく歯磨き習慣を身につけるための教室を開催します。あわせて、育児相談や栄養相談も受け付けます。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		虫歯の予防法と合わせて、歯ブラシの使い方について知識の普及を図るとともに、正しい歯みがき習慣の確立を図ります。			

主な取組 4 5		こども大綱方針	3	SDGs		
事業名		事業内容				
親子の絆づくり プログラム		2～5カ月児のお子さんを初めて育てるお母さんを対象とした教室を開催します。育児知識の学習、親子の絆、仲間づくりを目標として、認定資格を持った保健センターの保健師等がプログラムを実施します。				
担当課	保健センター	目指す成果				
		乳児家庭全戸訪問や4か月児健康診査で制度を周知し、参加率の向上を目指すとともに、イベントに対する満足度を高めます。また、母親同士の仲間づくりと絆づくりを強化し、産後の孤立化を防ぎ、虐待防止に努めます。				

主な取組 4 6		こども大綱方針	1、3、4	SDGs			
事業名		事業内容					
乳児家庭全戸訪問		生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師・訪問相談員（保育士など）が訪問し、安心して子育てができるようにサポートします。					
担当課	保健センター	目指す成果					
		乳児の発育状況や保護者の心身の状況、家庭環境や家族の協力体制等について把握し、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるように努めます。					

主な取組 4 7		こども大綱方針	3、4	SDGs	
事業名		事業内容			
フォローアップ（親子教室）事業		心身の発達の遅れや偏りなどが心配される乳幼児及びその保護者に対して親子教室を開催し、一人ひとりのこどもとその家族のニーズに沿った支援を行います。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		遊びを通してこどもの成長・発達を促し、保護者の不安の軽減を図ります。また必要に応じ、関係機関に繋がります。			

主な取組 4 8		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
産後ケア事業		専門知識を持った医療機関等のスタッフにより、個々の悩みに応じた授乳・沐浴指導などの支援を実施します。概ね1歳未満の赤ちゃんとお母さんを対象とし、デイサービス・ショートステイの選択利用サービスを提供します。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		母親の育児に対する不安が軽減され、産後の孤立を防ぎ、母親の身体的・心理的な安定を促しながら、健やかな育児が行えるように支援します。			

主な取組 4 9		こども大綱方針	3、6	SDGs	 
事業名		事業内容			
ファミリーサポートセンター事業		市内在住・在勤で生後6か月から小学校6年生までのこどもを持つ保護者を対象に子育て援助を受けたい人（利用会員）に対し、市内在住で子育て支援を行いたい人（協会員）が会員となり、ファミリーサポートセンターが相互援助をサポートします。			
担当課	子育て支援課	目指す成果			
		乳幼児や小学生等の児童の送迎や預かりの援助を受けることを希望する利用者と、援助者との連絡・調整を行うことで、地域の親同士が支え合ってこどもを育てる環境を整え、保護者の負担軽減を図ります。			

主な取組 5 0		こども大綱方針	3、4	SDGs	  
事業名		事業内容			
児童手当の支給		高校生年代（18歳年度末）までのこどもに対し、手当を支給することで、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を推進します。			
担当課	子育て支援課	目指す成果			
		児童手当受給対象者に、適切に手当を支払うとともに、家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に繋がります。			

主な取組 5 I		こども大綱方針	5	SDGs		
事業名		事業内容				
男性の家事育児への参加促進事業		男性の家事や育児等に対する意識改革のための啓発等を実施し、家事育児への参加促進を図ります。				
担当課	市民協働課	目指す成果				
		家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消を図ることで、男女共同参画社会の実現を目指します。				

方向性9

こどもや家庭への医療・健康支援

写真 or イメージ

【現状と課題】

小児医療や健診は、こどもの発育・発達をサポートするとともに、疾病の早期発見や治療につなぐ役割を担っており、こどもが健やかに成長していく上でとても重要な役割を果たしています。

しかしながら、2025年には団塊の世代がすべて75歳を迎えるため、人口構造の大きな変化とともに後期高齢者の急増により、医療や介護に対するニーズの高まりから、医療体制にも変化が生じる予測がされています。今後、地域によっては産婦人科医や小児科医の不足が深刻化し、特に夜間や休日の小児救急医療体制が十分に確保できない地域が増えることが懸念されています。

また、経済的な理由により、こどもに必要な医療を受けさせることをためらうケースもあり、経済格差が健康状態にも影響を及ぼすことが問題となっています。誰もが平等に医療や保健にアクセスができ、所得状況にかかわらず健康に成長できる環境を整えることが求められています。

こどもの健やかな成長のためには、こうした小児保健の推進に加え、児童虐待の防止が重要となります。厳しい経済状況や、子育ての孤独・孤立化等から児童虐待の報告件数は年々増加傾向にあり、こうした家庭状況を早期に発見し、対処していくことが求められています。

【取組の方針】

市が実施した「こどもの生活実態調査」によると、保護者が理想のこどもの数を実現するために、どのような支援を求めているかという問に対し、約４割が妊産婦・小児医療サービスの充実をあげています。

こどもの発達段階に応じて、定期的に健康状態をチェックし、必要に応じて早期に医療機関に繋げることで、その後の健やかな成長へと繋げていきます。また、こうした健診等の機会を通じて、保護者の育児に関する悩みや疑問を解消し、育児に対する心理的なストレス軽減を図ります。あわせて、虐待のサインを早期に発見し、必要な機関との情報共有を行うことで、重大な事態を招くことを未然に防ぎます。

また、こどもが適切な時期に必要な治療が受けられるよう、医療費に対する支援を行います。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
乳幼児健康診査の受診率	99.1%	99.5%

【個別の取組】

主な取組 5 2		こども大綱方針	3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
医療費支援事業（医療福祉費支給事務（通称：マル福）ぬくもり医療支援事業）		妊産婦及びこども（0歳から18歳（高校生相当年齢まで））に対し、保険診療の自己負担の一部を茨城県と取手市で助成します。また、こどもが医療福祉費の支給制限に該当する場合には、市独自のぬくもり医療支援事業を適用し、経済的な負担軽減とこどもが医療にアクセスしやすい環境を整えます。				
担当課	国保年金課	目指す成果				
		妊娠時期から適切な医療を容易に受けられるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に繋がります。				

主な取組 5 3		こども大綱方針	3、4	SDGs			
事業名		事業内容					
乳幼児健康診査		こどもの発育・発達・栄養状態の確認、病気の有無・早期発見と育児・栄養・歯に関する相談を実施します。（1か月児・3～7か月児・8～11か月児の委託健康診査、4か月児・1歳6か月児・3歳5か月児の集団健康診査）また、社会性発達の評価、健康増進を目的とした5歳児健診の実施を検討します。					
担当課	保健センター	目指す成果					
		こどもの成長・発達を確認し、育児情報の提供や育児不安軽減のための相談を通して、保護者への育児支援に努めます。					

主な取組 5 4		こども大綱方針	3	SDGs	
事業名		事業内容			
小児予防接種		予防接種法に定められた定期予防接種が確実に受けられるよう医療機関と調整するとともに、任意予防接種に対する助成を行うことにより、こどもの疾病予防に努めます。			
担当課	保健センター	目指す成果			
		こどもが後遺症の残る可能性がある感染症にかかったり、疾病が重症化するリスクを大幅に低減させるとともに、集団感染を防ぎ社会経済活動への影響を最小限に抑えます。			

主な取組 5 5		こども大綱方針	3	SDGs		
事業名		事業内容				
就学時健康診断事業		4月に小学校へ入学するこどもに対して、就学前に心身の状態を把握し保健上必要な助言を行うため、健康診断（内科、歯科、視力、聴力、発達検査等）を実施します。				
担当課	保健給食課 指導課	目指す成果				
		学校教育を受けるにあたり、幼児等の健康上の課題について保護者及び本人の認識と関心を深めます。また、学校生活や日常生活に支障となるような疾病などの疑いを発見し、適切な治療の勧告、保健上の助言及び就学支援等に結びつけます。				

目指す未来4

すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 厚生労働省が実施した 2022 年国民生活基礎調査によると、我が国のこどもの相対的貧困率※は 11.5%であり、若干の改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯で見ると 44.5%と、半数近くが困窮状態にあります。貧困により十分な食事が得られなかったり、学習の機会や様々な体験を制限され、進学を諦めざるを得ないなど、様々な困難を強いられることで、こどもの将来が閉ざされてしまう恐れがあります。また、こうした貧困が連鎖することで、格差が広がることが懸念されています。
- 児童相談所における虐待相談対応は、年々増加傾向にあります。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、様々な背景に寄り添った相談体制の確立や関係機関の一層の連携強化、こどもや親子の居場所の支援など、子育てに困難を抱える世帯に対する社会全体での包括的な支援が求められています。
- 厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」によれば、令和 3 年のひとり親家庭の世帯数は 134.4 万世帯となっており、その約 9 割は母子世帯となっています。就業状況については、母子世帯が 86.3%、父子世帯が 88.1%と大きな差はありませんが、就労形態を見ると、母子世帯は正規職員の割合が低く、パート・アルバイト等の割合が高くなっています。この差は世帯の平均年収にも現れ、母子世帯の年収は父子世帯に比べ、約半分となっている現状があります。こうした経済的な困難に加え、ひとりで育児をすることへの精神的な負担や、社会的な孤立など、ひとり親家庭が抱える課題はそのこどもの未来を左右することにもつながり、社会全体で解決していく必要があります。
- 障害のあるこどもや医療的なケアが必要とされるこどもなども、社会の一員として様々な経験をし、成長していく権利を持っています。そうしたこども達が、当たり前に関社会へ参画していくことができるよう、地域の理解促進を図るとともに、すべてのこどもが多様な価値観を学ぶことで、共生社会を実現していくことが求められています。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症による一斉休校や教育活動の制限があった令和 2 年度を除き、増加傾向にあります。また、いじめの重大事態の件数も同様に増加傾向にあります。これはいじめ防止対策推進法によるいじめの定義や積極的認知が進んだ結果でもあり、早期の発見、解決が図られている一方で、SNS 等のネット上のいじめなど、見えづらい事案も増加しており、より一層の対策が求められています。
- 「令和 5 年度の子童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、不登校児童生徒の数は増加しており、令和 5 年度には過去最多を更新して

※相対的貧困率…世帯所得が全世帯の中央値の半分未満である人の比率

います。保護者の学校に対する意識の変化に加え、コロナ禍による生活環境の変化や制限によって交友関係を築くことが困難であったことなどが背景にあるとされています。

- 令和5年度に全国の小・中・高等学校から報告のあった児童生徒の自殺者数は397人となっています。児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況であり、自殺リスクの早期把握や相談体制の強化、こどもの心身のケアなど、より一層の自殺対策の強化が必要となります。

【目指す未来の実現に向けて】

どんなこどもでも個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け入れて自分を大切に思える環境を整えます。自身が置かれた環境によって、つらい思いをしたり、夢や希望を持てなくなったり、諦めたりすることがないように、周りの大人や社会がサポートできる体制を構築します。貧困や虐待、いじめなど、こどもの健全な成長を妨げるあらゆる要因について、それを減らし、無くすための不断の取組を続けていきます。

また、こども本人へのケアに合わせて、支援を必要とする家庭に対しても、その困難に陥っている原因が何かを把握し、状況に応じた生活支援や子育て支援、就労支援等が適切に展開できるよう、家庭に寄り添った相談体制を強化します。

【こどもまんなか目標】

指標	現状		目指す方向性
こどもの心理的な状態について (1) 情緒(不安や抑うつ状態) (2) 仲間関係 (3) 向社会性 に関する調査のスコア※	情緒	3. 5 1	
	仲間関係	2. 3 6	
	向社会性	6. 2 2	
悩んだり困ったときに相談できる相手先が複数ある児童・生徒の割合	6 7. 4 %		

※ 「強さと困難さアンケート (SDQ:Strengths and Difficulties Questionnaire)」の調査項目の中から設定。調査結果よりスコアを算出し、「情緒」「仲間関係」に関してはスコアが高いほど問題性が高く、「向社会性」についてはスコアが高いほど社会性が高い。

方向性 Ⅰ 0

困難を抱える家庭へのケア

写真 or イメージ

【現状と課題】

近年、社会的な意識の高まりによる虐待の相談・通報件数の増加や、関係機関による連携した早期発見、アウトリーチ型の支援が強化されてきたこともあり、虐待相談対応は増加傾向にあります。その背景には、不安定な経済状況がもたらす貧困問題、祖父母や親戚、近隣住民との関係の希薄化等により、子育て家庭が孤立してしまっているなどの理由があげられます。

また、市が実施した「こどもの生活実態調査」によると、国の調査による傾向と同様に、ひとり親家庭の保護者が厳しい経済状況に置かれており、精神的にも不安や無気力、自己肯定感が低い結果となっています。こうした要素はこども本人の安定した精神状態や、体験機会、学習意欲などにも負の影響を与えており、健全な発達、成長を阻害する要因となる可能性があります。

困難を抱える家庭の安定と回復を促すためには、個々の不安やストレス、苦しい思いに向き合い、多面的なアプローチが必要不可欠となります。誰にも相談できずに孤独に陥らないよう、相談事業をはじめ、経済支援や自立支援など様々な角度から支援していくことが重要です。

一人ひとりの状況にあわせ、丁寧に寄り添い、弱い立場や困難を抱えるこどもやその家族を誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

【取組の方針】

「こども家庭センター」を設置し、要保護児童、要支援児童、ヤングケアラー、発達に支援が必要な児童とその家族、妊産婦など、サポートが必要な対象への相談支援等の充実に向けて、あらゆる子育て当事者が子育ての困難や不安と無縁ではないという認識の下、児童福祉と母子保健の両機能が一体となって連携を進めていきます。

また、ひとり親家庭へ向けた経済的自立への援助を通じて、生活意欲の向上と安定を図り、こどもの健やかな成長を促進することを目的として、各種資金の給付や貸付を行うことで、家庭の抱える課題の解消に繋げていきます。

こどもや若者の現在と将来が、生まれ育った家庭の環境によって左右され、貧困の連鎖等により将来が閉ざされることのないように、またすべてのこどもや若者が夢や希望をもって生きていくことができるように、困難を抱えた家庭に対してそれぞれの状況に応じた支援に取り組むことで、包括的な支援体制の強化へと結び付けていきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
要保護児童対策地域協議会に登録ケース（要保護児童・要支援児童・特定妊婦）でケース終結に至った割合	69.3%	70%
サポートプランを作成した人数	6人	60人

【個別の取組】

主な取組 5 6		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
こども家庭センターの運営		「児童福祉」・「母子保健」の両機能が連携・協働をし、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行います。				
担当課	子育て支援課 (家庭児童相談室)	目指す成果				
		母子保健・児童福祉の両機能を組織として一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れのない相談支援体制を整備します。				

主な取組 5 7		こども大綱方針	1、2、3、4、6	SDGs				
事業名		事業内容						
要保護児童対策地域協議会の運営		虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等の早期発見並びに適切な保護及び支援のため、協議会の運営を通じて関係機関相互における連携を図ります。						
担当課	子育て支援課 (家庭児童相談室)	目指す成果						
		要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を提供すべく、要保護児童対策地域協議会に基づく定期的な連携会議の開催を維持継続し、関係機関の連携強化を図ります。						

主な取組 5 8		こども大綱方針	1、3、4	SDGs			
事業名		事業内容					
高等職業訓練促進給付金等事業		ひとり親家庭の父母が、就職に有利な看護師、保育士や介護福祉士等の資格取得を目指し修学する場合に、給付金を支給します。					
担当課	子育て支援課	目指す成果					
		ひとり親家庭の生活安定のため、国家資格等の取得を促進し、就職に結びつけ、自立を支援します。					

主な取組 5 9		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
ひとり親家庭への経済的支援		児童扶養手当の支給をはじめとして、貸付事業や割引等を通じて生活の安定と自立を助け、こどもの健やかな成長支援につなげます。				
担当課	子育て支援課	目指す成果				
		父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と父母の自立促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。				

主な取組 6 0		こども大綱方針	1、3、4	SDGs			
事業名		事業内容					
就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給		経済的理由で就学困難な児童生徒や障害のある児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じて学用品費等の費用の一部の援助を行います。					
担当課	学務課	目指す成果					
		すべての児童生徒が不自由なく安心して学校生活を送り学習できるよう支援を行います。					

方向性ⅠⅠ

悩みを持つ子どもや若者への支援

写真 or イメージ

【現状と課題】

近年、子どもや若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化、価値観の多様化など社会的背景により大きく変化してきました。このような社会の変化は、家庭、学校、職場、地域社会、情報通信環境の場といった、子どもや若者を取り巻く現下の状況にも影響を与え、大きく生活環境も変わってきています。不登校、いじめ、虐待、貧困など子どもや若者が有する問題は、多様な要因・背景があり、それらが複雑に絡み合った結果生じていることから、問題へ対処するためには個別の支援だけではなく、総合的かつ連携した支援が求められています。

市が実施した「こどもの生活実態調査」「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、子どもや若者が悩んでいることとして「勉強や成績」「将来や進路」「収入や生活費」「友達との関係」「就職や職場」についてが多く挙げられており、抱える悩みは様々であることがうかがえます。悩みを抱える一方で、「悩みごとを誰かに相談するか」という問に対し、「相談できる人はいない」「誰にも相談しない」と答えた方が一定数いることから、子どもや若者がひとりで様々な悩みを抱え込むことのないよう相談体制を充実させていくことが必要であると考えられます。

子どもや若者本人の希望を尊重しながら、丁寧に寄り添い、健康や日常生活、就労などそれぞれに必要な支援をしていく環境づくりが求められています。

【取組の方針】

児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、（中学校）全員担任制・（小学校）チーム指導、教育相談部会システムを柱として教育改革に取り組みます。児童生徒の悩みや困りごとなどの心の中の課題を受け止め、一人ひとりを複数の教員でしっかりと見守り、小さな変化にも気づいて寄り添える教育環境の確保、教育相談・支援体制の充実を小・中学校と教育委員会が一体となって推進します。これにより、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童生徒への支援対応等、児童生徒が抱える問題に適切に対処できる環境を構築します。

また、学校や就労、家族関係のことなど、こどもや若者の抱える悩みや問題は多岐に渡っており、つらいことや苦しいことがあってもひとりで悩みを抱え、その悩みをどこに相談してよいか分からないということも起こりえます。こども・若者の自殺予防対策に向け、悩みや不安を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談機関についての情報発信を行うとともに、窓口や電話での相談対応の充実を図ります。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
ゲートキーパー※養成講座受講者数	75人	100人

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に寄り添い、声をかけ、必要な支援に繋げ、見守る人のこと。

【個別の取組】

主な取組 6 1		こども大綱方針	1、2、3、4、6	SDGs		
事業名		事業内容				
いじめ防止対策推進事業		いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応と経過観察までの一連の対応について学校へ指導助言を行い、学校におけるいじめ対策が実効的な機能を果たすよう努めます。				
担当課	指導課 (教育総合支援センター)	目指す成果				
		各学校において、いじめの未然防止に積極的に取り組むとともに、いじめ防止基本方針に則った迅速で適切な対応を目指します。また、全ての児童生徒にとって安全で、安心した学校生活を送ることができる環境を整えます。				

主な取組 6 2		こども大綱方針	1、2、3、4、6	SDGs		
事業名		事業内容				
不登校児童生徒へのケア		不登校で悩んでいる児童生徒やその保護者に対して教育相談や適応指導の場を設け、学校や関係機関との連携のもと一人ひとりに応じた多様な支援を行うように努めます。				
担当課	指導課 (教育総合支援センター)	目指す成果				
		教職員一人ひとりが児童生徒に対する共通理解の姿勢をもつとともに、専門家等を含めたチーム学校として、指導・援助を行う体制の充実を図ります。また、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開します。				

主な取組 6 3		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
ぬくもり学習支援事業		生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校3年生から中学生までの児童・生徒に対し、毎週土曜日学習支援をはじめ、児童・生徒の悩みや進学に関する助言等を実施します。				
担当課	社会福祉課	目指す成果				
		学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言等を行い、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を目指します。また、学習のみならずこどもの居場所とし、心の安定や社会性を育みます。				

主な取組 6 4		こども大綱方針	2、3、4、6	SDGs		
事業名		事業内容				
青少年センター運営事業		おおむね18歳未満の青少年やその保護者を対象に悩みの相談業務を行い、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門の相談機関と連携を図り、健全な育成を支援します。				
担当課	子ども青少年課	目指す成果				
		青少年の悩み事を傾聴することで信頼関係を構築し、寄り添いながら将来や進路相談に応じます。				

主な取組 6 5		こども大綱方針	2、3、4、6	SDGs			
事業名		事業内容					
ほのぼの相談会		こどもの心身の発達や養育に関する悩みや不安、就学や学校生活、特別支援教育に関する相談会を実施します。					
担当課	指導課	目指す成果					
		こどもの発達や養育に関する悩みを抱える保護者からの相談を受けることで、こどもや保護者の不安を軽減し、必要に応じて幼稚園や保育所、小中学校について適切な支援を行います。					

主な取組 6 6		こども大綱方針	1、2、3、4、6	SDGs		
事業名		事業内容				
こども・若者の自殺予防		「こころの健康相談」といった予約制の相談のほか、随時、電話や窓口での相談を実施します。また、一人ひとりの悩みに応じた相談対応ができるよう、「こころといのちの相談窓口一覧」を作成配布し、相談窓口体制の周知強化、充実に努めます。				
担当課	保健センター 指導課（教育総合支援センター）	目指す成果				
		こどもや若者の様々な悩みに寄り添いながら、生きづらさを感じにくくなる地域社会の実現を目指します。				

方向性 1 2

特別な支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

写真 or イメージ

【現状と課題】

本市の障害者手帳所持者数は、令和 5 年 3 月末時点の手帳交付総数で 5,809 件となっており、年々増加傾向にあります。こどもにおいても発達の偏りや遅れの早期発見等の取組により、児童生徒数に対する特別支援学級在籍者の割合が増加傾向であることから、障害福祉サービスの需要は今後も一層高まっていくと考えられます。

障害のあるこどもへの支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要となります。地域には障害者を支える様々な社会資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分ではない場合があります。ライフステージや個々の発達に合わせて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、障害のあるこどもや家庭への切れ目のない支援体制の充実に向けて整備を進めていくことが必要不可欠です。

あわせて、障害のあるこどもや若者、発達に特性のあるこどもや若者をはじめ、多様な特性やバックグラウンドを持つこどもや若者が、障害の有無等にかかわらず、ともに学び、安心して過ごすことのできる環境づくりを進めていくため、地域における支援体制の強化や保育所等における包容（インクルージョン）の推進が求められています。

【取組の方針】

障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、多岐にわたる相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関として「基幹相談支援センター」を令和6年4月1日に設置しました。基幹相談支援センターを地域の相談拠点として、地域の住民や関係機関との連携を通じ、生きづらさを抱える障害のある子どもやその家族を地域全体で支える環境づくりを進めていきます。

また、「こども発達センター」による障害児通所支援の提供を通じ、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、心身の状況や意向等を勘案した上で、関係機関と連携し一人ひとりに即した適切で切れ目のない支援へと繋げていくとともに、社会資源を効率的かつ効果的に利用することで支援の質の向上に努めます。

あわせて、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域社会の一員として、ともに生活し成長できる共生社会を実現するという観点から、個々に応じて必要な環境や学びの場の整備・充実に向け、保育所等におけるインクルージョンを推進します。加えて、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援や学校教育への接続・移行に繋げるために就学相談を実施します。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
ペアレントメンター相談会への参加者数	14人	30人
基幹相談支援センターにおける相談件数	—	1,000件

【個別の取組】

主な取組 6 7		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
障害児やその家族への経済的サポート		児童や児童を養育する保護者への手当をはじめとして、日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や費用の一部の助成を行うことで、安定した生活を送ることができるよう支援します。				
担当課	障害福祉課	目指す成果				
		障害児を監護している世帯への経済的負担軽減を図ります。				

主な取組 6 8		こども大綱方針	1、3、4、6	SDGs			
事業名		事業内容					
ペアレントメンター事業		障害児等の子育て経験のある保護者をペアレントメンター（親の良き相談相手としての親）として養成し、自らの経験や知識を活かし、相談援助や情報提供等を行います。					
担当課	障害福祉課	目指す成果					
		当事者視点での共感的な支援の提供により、障害児等の保護者の孤立感を防ぎ、エンパワメントを高めます。					

主な取組 6 9		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
こども発達センター運営事業		発達に心配のある未就学児童とその保護者を対象に、通所指導、専門職指導、及び相談といった障害児通所支援を通して、一人ひとりの強みを活かしたサポートを行います。				
担当課	障害福祉課	目指す成果				
		発達に心配のある未就学児童の身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにします。				

主な取組 7 0		こども大綱方針	1、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
自立支援医療によるサポート（育成医療）		身体に障害があり、手術等により確実に治療効果が期待できる児童に対し、早い時期に治療を受け、将来生活していくために必要な能力と機能を持てるよう、必要な医療費の一部を助成します。				
担当課	障害福祉課	目指す成果				
		医療費の一部を助成することで、障害児を監護している世帯への経済的負担軽減を図ります。				

主な取組 7 1		こども大綱方針	1、2、3、4	SDGs		
事業名		事業内容				
基幹相談支援センター事業		障害児やその家族、及びその支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。				
担当課	障害福祉課	目指す成果				
		障害児やその家族の多様なニーズに応じた総合的な相談を提供することにより、障害児者が日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにします。				

主な取組 7 2		こども大綱方針	1、3、4、5	SDGs		
事業名		事業内容				
保育所等におけるインクルージョンの推進		障害の有無にかかわらず、子どもたちが安心してともに過ごすことができるよう、支援を必要とする子どもに対して保育所等への訪問支援を通じて、集団生活適応のために専門的な指導を行うなど、支援体制を強化します。				
担当課	子育て支援課	目指す成果				
		保育所等への巡回支援の充実を図ることで、適切な職員配置を実施し、保育所等におけるインクルージョンを推進します。				

主な取組 7 3		こども大綱方針	1、3	SDGs		
事業名		事業内容				
医療的ケア児の保育事業		医療的なケアが必要な子どもに対して受け入れが可能となるよう、保育に係る、看護師、加配保育士の配置や、医療的ケアに関する研修等を行い、保護者の負担軽減やレスパイト※の時間の確保に繋がります。				
担当課	子育て支援課	目指す成果				
		専門的支援が可能となるよう、適切な職員配置と医療的ケア児に関する研修を継続的に実施します。ガイドラインに沿って保育所等入所検討会議を開催し、保護者が安心して子どもを預けられるように努めます。				

主な取組 7 4		こども大綱方針	1、3	SDGs		
事業名		事業内容				
就学相談事業		障害や発達の特徴を早期に発見し、就学時に適正な支援・サービスが受けられるよう、就学前のこどもの発達や学校生活等における相談ができる体制を整えます。				
担当課	指導課	目指す成果				
		就学前のこどもの発達や学校生活等における相談ができる体制を整え、早期からその発達に応じた必要な支援を学校や関係機関と連携し実施します。				

※ レスパイト…「休息」「息抜き」などの意味で、普段誰かのケアを行っている人が休めるよう支援すること。

主な取組 75		こども大綱方針	1、2、4	SDGs			
事業名		事業内容					
教育補助員の配置		障害のある児童生徒が在籍する学校に対して教育補助員を配置し、児童生徒の生活介助を行います。					
担当課	学務課	目指す成果					
		児童生徒の生活支援や介助、安全確保を行い、さまざまな違いを持つ人々が互いの人権と尊厳を尊重し合いながら生活できる学校環境を整えます。					

目指す未来5 「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現する

【こどもや若者を取り巻く状況】

- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、こどもが大人と同じようにひとりの人間として持つ様々な権利を定めたもので、1989年の第44回国連総会において採択され、その翌年に発行されました。我が国も1994年に批准し、こどもが生まれながらに持っている、健康に育ち、学び、遊び、そして意見を言う権利を大切にしてきました。また、令和5年4月に施行されたこども基本法第3条では、こども施策の基本理念として6つの事項を定めており、その一つに「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」と定められています。これを受け策定されたこども大綱においても、基本的な方針の一つに、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことが定められています。このように、こどもや若者の権利を守り、その趣旨や内容を普及啓発する活動が行われてきましたが、児童虐待やこどもの貧困など、課題も多く残されています。
- こどもや若者の視点を尊重し、何が求められているのか、何が必要であるかを的確に把握し、有効な施策を推進するためには、当事者の意見を聴き、対話をしながら一緒に進めていくことが必要です。国のこども家庭庁では、これまで大人が中心となっていた社会をこども中心に変えるために、「こども若者★いけんぷらす」の取組を進めています。こうしたこどもや若者との対話は、当事者目線の施策に繋がるとともに、こども・若者が主体的に社会に関わる態度を育み、自己実現を叶えるための経験にも資する効果が期待されています。
- こどもや若者を取り巻く課題は、貧困や虐待、教育格差など多岐に渡っており、一つの視点だけで解決することは困難です。またケースによっては専門的な知識やスキルを持つ人材が必要となります。「こどもまんなか社会」の実現は、国や県、市などの行政組織だけでは達成することができず、多様な主体が持つ人材や資金、ノウハウなどの資源を効果的に組み合わせるために連携していくことが必要不可欠となります。
- 持続可能な開発目標（SDGs）では、17のゴールのひとつにジェンダー平等の実現があります。持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（SDSN）の2024年の報告書によれば、日本はこの分野において、前年に続き大きな課題が残っているとされ、最低評価となっています。キャリア形成や特定の分野の進学率における男女差、伝統的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアスが依然として残っており、こうした課題を解決するためのさらなる啓発や情報発信が求められています。

【目指す未来の実現に向けて】

本市は、令和6年5月5日に、国のこども家庭庁が進める「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、こどもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するという目標を明確にしました。こうした取組の輪が社会全体に広がるよう、気運を醸成するとともに、地域や企業、団体など様々な主体と連携した「こどもまんなか」な取組を進めます。

また、こどもや若者と直接意見を交わしたり、考えを聴いたりといった「対話」の取組を継続的に実施するとともに、どのような施策を展開する場合であっても、「こどもまんなか」の視点を持って臨めるよう、庁内横断的な意識付けを進めます。

ジェンダーギャップを解消し、誰もが平等に夢や目標に向かってチャレンジできるよう、教育や広報活動を通じて、多様性が認められる社会の実現を目指します。

【こどもまんなか目標】

指標	現状	目指す方向性
地域活動に参加している若者の割合	9.3%	

方向性 | 3

こどもや若者の権利を守る

写真 or イメージ

【現状と課題】

国連児童基金（ユニセフ）の調査※によると、日本のこどもの幸福度は、調査国 38 カ国中、身体的健康は 1 位にもかかわらず、学習到達度や社会的スキルは 27 位、精神的幸福度に至っては 37 位と低位に位置しています。幸福度の低さは対人関係をうまく築けない人の割合や、若者の自殺率にも現れており、自己肯定感や社会の中で生きていくためのスキルを高めていくことが、本人にとっても社会にとっても必要となっています。

本市の「こどもの生活実態調査」においても、「自分のことが好きか？」の問に対して、約 38% のこどもが「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」とネガティブな回答をしており、心の病への耐性や社会生活を円滑に送るための対人関係の構築、学習意欲などに影響を及ぼしているものも少なくないと思われます。

また同調査においては、「意見を聴いてほしい」「尊重してほしい」「相談できる環境がほしい」といった声が聴かれる反面で「色々なことを質問しないでほしい」「必要以上にかまわなくてほしい」といった意見も散見されました。誰かに強制されるのではなく、自ら意見を発したいと思った時に、それが自由にできる雰囲気醸成したり、ツールを用意したりといった環境づくりが大切になります。

こうした環境を整え、こどもや若者が多様な価値観に触れ、相互に人格や個性を尊重し、主体的に自分らしく幸福に過ごすことができる社会を実現していくことが求められます。

※ Report Card 16 Worlds of Influence-Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries より

【取組の方針】

こどもは社会の一員として、大人と同じように権利を有しており、早い段階から人権について伝え、学ぶことは、自己肯定感の向上や多様性への理解、いじめや差別をなくし、民主的な社会を形成するために必要であることを念頭に、人権教育を推進します。ジェンダーギャップについての現状や課題を認識し、性別によって差別されず可能性が制限されない社会を目指します。

また、こどもや若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参加することを推進するため、様々な手法によって対話する機会を設け、より当事者の目線で求められるこども施策の推進に繋がります。こうした取組を通じて、こどもや若者が主体的に社会に参画する態度を育み、郷土愛を持つことに繋がっていきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状 (R5)	目標値 (R11)
こども未来会議参加者アンケートにおいて、「今後も同様のまちづくりに関する取組に参加したい」と回答した生徒の割合	58%	70%
全国中学生人権作文コンテスト(茨城県大会) 応募件数	406件	500件

【個別の取組】

主な取組 76		こども大綱方針	1、3	SDGs	  
事業名		事業内容			
人権啓発事業		人権擁護委員とともにこどもの人権を守る活動や相談等を行います。各学校における人権教室の開催や、人権の花運動の実施、人権週間における啓発活動などを通じて、こどもや若者の人権に対する意識を高めます。			
担当課	市民協働課	目指す成果			
		人権教室、人権の花運動の実施により、人権についての基本的な知識を身につけ、他者を尊重する意識を持った人を増やし、地域社会全体での人権尊重の風潮が醸成されることを目指します。			

主な取組 77		こども大綱方針	1、5	SDGs	  
事業名		事業内容			
男女共同参画に関する 広報・啓発の推進		あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。			
担当課	市民協働課	目指す成果			
		性別による固定的役割分担や無意識の思い込みの解消など、男女共同参画の視点に立った意識改革を図ることで、男女共同参画社会の実現を目指します。			

主な取組 78		こども大綱方針	1、2、3、4	SDGs	 
事業名		事業内容			
いじめ防止対策推進事業 【再掲】		いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応と経過観察までの一連の対応について学校へ指導助言を行い、学校におけるいじめ対策が実効的な機能を果たすよう努めます。			
担当課	指導課 (教育総合支援センター)	目指す成果			
		各学校において、いじめの未然防止に積極的に取り組むとともに、いじめ防止基本方針に則った迅速で適切な対応を目指します。また、全ての児童生徒にとって安全で、安心した学校生活を送ることができる環境を整えます。			

主な取組 79		こども大綱方針	1、2	SDGs	 
事業名		事業内容			
こども・若者の意見表明の 機会創出		こどもや若者が自由に意見を表明する機会を創出し、それを社会が真剣に受け止める気運を醸成します。またこうした活動を通して、こどもや若者の自主性を育み、主体的に社会の形成に参画することを促します。			
担当課	こども政策室	目指す成果			
		こどもや若者が自らの意見を自由に、積極的に発信する機会を創出することで、社会全体が「こどもまんなか」の視点を大切にする気運を醸成します。			

主な取組 80		こども大綱方針	1、2、6	SDGs		
事業名		事業内容				
こども未来会議の開催		市内7校の高校生と市の若手職員との対話型ワークショップを通じて、行政課題や政策に若者の視点を取り入れることで、「こどもまんなか社会」を実現させます。				
担当課	こども政策室	目指す成果				
		市内高校とのチャンネルを強化し、若者の意見を具体的な政策に反映させることで、当事者目線のまちづくりを進めます。また、若者が主体的に地域社会に参画する態度を育み、愛郷心を高めることで本市への定着を図ります。				

方向性 | 4

多種多様なステークホルダーとの連携

写真 or イメージ

【現状と課題】

こども大綱では、「施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」ことを6つの基本的な方針の一つに定めています。少子化をはじめとしたこども、若者を取り巻く諸課題は複雑多様化しており、行政や各家庭だけで解決することが難しい問題が多々あります。地域や企業、団体などと連携し、全員が「こどもまんなか社会」の趣旨を理解して協働していくことが求められています。

そのような中、共働き世帯の増加に伴い、地域や学校とのつながりの希薄化が進んでいます。市が実施した「こどもの生活実態調査」によると、「今住んでいる地域が好きか」との問に対して、こどもを持つ親の約85%の人が好意的な回答をした一方で、地域のイベントや清掃活動に参加していない人の割合は約45%に上るなど、仕事と家庭の両立に追われ、地域行事に参加する時間やエネルギーを割く余裕のない人が多い現状にあります。

また、生徒数の減少によって、学校単体では必要な部員数の確保が困難な状況が増えていることや、少なからず教員の負担によって成り立ってきた部活動については、段階的に地域のスポーツ団体に移行する「部活動の地域移行」が進められていますが、外部人材の確保や家庭の費用負担の面など、様々な課題が残されています。

こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするために、多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつも、連携して「こどもまんなか」なアクションを積み重ねていくことが求められています。

【取組の方針】

こどもや学校が抱える課題を解決し、地域の一員として未来を担う人材を育てていくために、多様な主体と力を合わせて学校の運営にあたるコミュニティースクール制度を推進します。これによって地域全体でこどもたちを育てていく意識を持ち、より多様性に富んだ教育を提供するとともに、地域の人々との交流を通じて社会性を身につけ、広い視野や豊かな心、地域への愛着を育むことを目指します。

あわせて既存の部活動の良い点を活かしながら、地域で協力して、こどもたちにより充実したスポーツ・文化活動ができる環境整備を進めるため、多様な主体と連携しながら部活動の地域移行について検討を進めます。

また、本市も参加するこどもまんなか応援サポーターの輪を広げ、社会全体でこどもまんなかを目指すため、一緒に取り組むパートナーとの連携を強化するとともに、そうした取組を積極的に周知啓発することで、取手市が子育て世代にとっても魅力的なまちであることを多くの方に知ってもらい、本市のイメージアップに繋げていきます。

【こどもまんなか指標】

指標	現状（R5）	目標値（R11）
ボランティアや地域と連携した地域学校協働活動の数	1回	19回
こどもまんなか応援サポーターに賛同してくれた企業・団体の数	9件	30件

【個別の取組】

主な取組 8 1		こども大綱方針	3、4、6	SDGs		
事業名		事業内容				
コミュニティスクール事業		学校や保護者、地域住民が意見を出し合って、何を実現していくかの目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を多角的に支援するため、学校運営協議会を設置・運営し、学校の経営の充実を図ります。				
担当課	生涯学習課	目指す成果				
		学校運営協議会を行うことで、学校と地域社会との相互理解を深め、地域と学校が一体となって子どもを育みます。地域の実情やニーズに即した教育支援や地域連携教育を実現し、子どもを中心としたさまざまな活動の充実を図ります。				

主な取組 8 2		こども大綱方針	3、4、6	SDGs			
事業名		事業内容					
多様な主体と連携した部活動のあり方検討		少子化等の課題により学校の部活動の維持が困難となってきたことから、部活動の地域移行を進めます。既存の部活動の良い点を活かしながら、地域の指導者の発掘等につとめ、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保します。					
担当課	スポーツ振興課	目指す成果					
		多様で持続可能なスポーツ・文化活動を整備し、子どもたちの望ましい成長を保証します。					

主な取組 8 3		こども大綱方針	3、6	SDGs		
事業名		事業内容				
医療機関との連携【再掲】		日曜日や祝日及び夜間（全日）の第二次救急体制として、重症患者の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療体制を確保します。				
担当課	保健センター	目指す成果				
		医師の働き方改革により、かかりつけ医の推進及び小児救急電話相談（#8000）の情報を広く提供します。				

主な取組 8 4		こども大綱方針	1、6	SDGs		
事業名		事業内容				
こどもまんなか応援サポーター制度の推進		子どもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を実現するために、自らなんらかのアクションに取り組む「こどもまんなか応援サポーター」の輪を広めるとともに、協働して行える事業を模索します。				
担当課	こども政策室	目指す成果				
		行政だけでなく、社会に関わる企業やNPO団体、地域社会、市民一人ひとりと協力しながら、こどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現します。				

取手市 こども計画

令和7年 月 発行

発行者/取手市 福祉部 こども政策室
(令和7年度より こども部 こども政策課)

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139

TEL : 0297-74-2141 (代)

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>